別添１

天童市建設工事成績評定考査基準（土木版）

１　考査基準の対象工事

本成績評定考査基準により評定を行う工事は、天童市建設工事成績評定要領第３条に規定された建設工事のうち、営繕工事を除く工事とする。

２　評定の手順

監督職員工事成績評定表（様式第１号）、検査員工事成績評定表（完成）（様式第２号）、検査員工事成績評定表（中間・一部完成）（様式第３号）及び細目別評定点採点表（様式第４号）の記入は、次の手順により行うものとする。

【手順１】　監督員は、工事契約後に、別紙第５号１～４「施工プロセスチェックリスト」によりチェックを行い、それを基に「建設工事成績評定考査項目別運用表（別表第１）」別紙第１号１（施工体制一般）～６（対外関係）について、当該工事において対象とすべき項目及び評価を行い、評価値により評定結果の判定（ａ～ｅ）を行う。

また、別紙第１号７～１０（出来形）及び、１１～１４（品質）の該当する工種について同様の判定を行い、その判定結果により（様式第１号）に加減点を記入し該当点数に○印を付す。

※　当初設計金額が２，０００万円以下の建設工事については、「簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表（別表第２）」（以下「簡便型運用表」という。）を用いることができる。この場合において、別紙第１号１～６については、あらかじめ対象とされた項目及び朱書きの条件に該当する項目について手順１と同様の評定を実施する。

ただし、当初設計金額が２，０００万円以下の工事において施工プロセスチェックを実施することを妨げない。

【手順２】　監督員は、別紙第１号１５（創意工夫）の該当キーワードのチェックを行い、該当キーワードの数の重みを勘案して加点判定を行い、（様式第１号）に加点を記入する。

以上、手順１、手順２の判定により加減点合計を算出し、標準点（６５点）から加減を行い、評定点を算出し（様式第１号）に所見とともに記入し検査員に提出する。

【手順３】　総括監督員は、別紙第２号１（工程管理）、別紙第２号２（安全対策）及び別紙第２号４（地域への貢献等）について、当該工事において対象とすべき項目及び評価を行い、評価値により（ａ～ｅ）の判定を行い、その判定結果により（様式第１号）に加減点を記入し該当点数に○印を付す。

※　簡便型運用表を用いる場合において、別紙第２号１、２、４については、あらかじめ対象とされた項目及び朱書きの条件に該当する項目について手順３と同様の評定を実施する。

【手順４】　総括監督員は、別紙第２号３（工事特性）の該当キーワードのチェックを行い、該当キーワードの数の重みを勘案して加点判定を行い、（様式第１号）に加点を記入する。

【手順５】　総括監督員は、別紙第２号５（法令遵守等）について、当該措置の事実を確認のうえ該当措置内容に基づき減点数を判定し（様式第１号）に記入する。

以上、手順３～５の判定により加減点合計を算出し、標準点（６５点）から加減を行い、評定点を算出し（様式第１号）に所見とともに記入し検査員に提出する。

【手順６】　検査員は、別紙第３号１（施工管理）については全工種で、別紙第３号２～４７については該当する工種について、対象とすべき項目及び評価を行い、評価値により（ａ～ｅ）の判定を行い、その判定結果により（様式第２号）に加減点を記入し該当点数に〇印を付す。加減点合計を算出し、標準点（６５点）から加減を行い、評定点を算出し（評定様式第２号）に検査実施要旨とともに記入する。

【手順７】　検査員は、監督員、総括監督員から提出された評定結果及び検査員評定結果に基づき、評定点の集計を行い（様式第４号）に結果を記入後、検査員工事成績評定表とともに検査復命書に添付し監督員に提出する。

３　留意事項

（１）評定にあたっては、別紙第４号の「記入方法及び留意事項」を参考にするものとする。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表一覧

１　監督員

番号	考査項目	細別	工種	必須・選択	評価シート	評定結果
別紙第１号１	１　施工体制	Ⅰ　施工体制一般	全工種	必須		
別紙第１号２	〃	Ⅱ　配置技術者	〃	〃		
別紙第１号３	２　施工状況	Ⅰ　施工管理	〃	〃		
別紙第１号４	〃	Ⅱ　工程管理	〃	〃		
別紙第１号５	〃	Ⅲ　安全対策	〃	〃		
別紙第１号６	〃	Ⅳ　対外関係	〃	〃		
別紙第１号７	３　出来形及び出来ばえ	Ⅰ　出来形	土木一般	選択		
別紙第１号８	〃	〃	機械設備工事	〃		
別紙第１号９	〃	〃	電気設備・通信設備・受変電設備工事	〃		
別紙第１号１０	〃	〃	上水道配管工事	〃		
別紙第１号１１	〃	Ⅱ　品質	土木一般	〃		
別紙第１号１２	〃	〃	機械設備工事	〃		
別紙第１号１３	〃	〃	電気設備・通信設備・受変電設備工事	〃		
別紙第１号１４	〃	〃	上水道配管工事	〃		
別紙第１号１５	５　創意工夫	Ⅰ　創意工夫	全工種	〃		

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号１（施工体制一般）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 適切である	~~b~~ ほぼ適切である	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや不適切である	~~e~~ 不適切である
１　施工体制	Ⅰ　施工体制一般		□	「評価項目」 1　施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　５．０点減）					
			□	2　施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　１０．０点減）					
		□	□	1　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。					
		□	□	2　施工計画書を、工事着手前に提出している。					
		□	□	3　作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。					
		□	□	4　品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。					
		□	□	5　元請が下請の作業成果を検査している。					
		□	□	6　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。					
		□	□	7　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。					
		□	□	8　現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。					
		□	□	9　工場製作期間における技術者を適切に配置している。					
		□	□	10　機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。					
		□	□	11　その他考査内容（理由：　　）					
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※　評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上　a（加減点　１．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　b（加減点　０．５点増） ・評価値が80%未満　c（加減点　なし） なお、評価対象項目が２項目以下の場合は　c（加減点　なし）					

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号２（配置技術者）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 適切である	~~b~~ ほぼ適切である	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや不適切である	~~e~~ 不適切である
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者（現場代理人等）			「評価項目」					
			□	1 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				d（加減点 ５．０点減）	
			□	2 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				e（加減点 １０．０点減）	
				【全体を評価する項目】					
		□	□	1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。					
		□	□	2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。					
				【現場代理人を評価する項目】					
		□	□	3 現場代理人が、工事全体を把握している。					
		□	□	4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。					
		□	□	5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。					
				【監理（主任）技術者を評価する項目】					
		□	□	6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。					
		□	□	7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。					
		□	□	8 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。					
		□	□	9 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。					
		□	□	10 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。					
		□	□	11 その他考査内容（理由：　　）					
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が80%未満 なお、評価対象項目が２項目以下の場合は				a（加減点 ３．０点増） b（加減点 １．５点増） c（加減点 なし） c（加減点 なし）	

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号３（施工管理）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 適切である	~~b~~ ほぼ適切である	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや不適切である	~~e~~ 不適切である
2 施工状況	Ⅰ 施工管理			「評価項目」					
			□	1 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				d（加減点 ５．０点減）	
			□	2 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				e（加減点 １０．０点減）	
		□	□	1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。					
		□	□	2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。					
		□	□	3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。					
		□	□	4 工事材料の品質に影響がないよう保管している。					
		□	□	5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。					
		□	□	6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。					
		□	□	7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。					
		□	□	8 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。					
		□	□	9 工事打合せ簿を、不足なく整理している。					
		□	□	10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。					
		□	□	11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。					
		□	□	12 その他考査内容（理由：　　）					
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が80%未満 なお、評価対象項目が２項目以下の場合は				a（加減点 ４．０点増） b（加減点 ２．０点増） c（加減点 なし） c（加減点 なし）	

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号４（工程管理）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 工程管理が適切である	~~b~~ 工程管理がほぼ適切である	~~c~~ 他の事項に該当しない	~~d~~ 工程管理がやや不備である	~~e~~ 工程管理が不備である
２ 施工状況	Ⅱ 工程管理			「評価項目」					
			□	1	工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば			d（加減点 ５．０点減）	
			□	2	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば			e（加減点 １０．０点減）	
		□	□	1	「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項がない。				
		□	□	2	工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。				
		□	□	3	実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。				
		□	□	4	現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。				
		□	□	5	時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。				
		□	□	6	工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。				
		□	□	7	適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。				
		□	□	8	休日の確保を行っている。				
		□	□	9	計画工程以外の時間外作業がほとんどない。				
		□	□	10	その他考査内容（理由：　　）				
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）		※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が80%未満 なお、評価対象項目が２項目以下の場合は			a（加減点 ４．０点増） b（加減点 ２．０点増） c（加減点 なし） c（加減点 なし）	

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号５（安全対策）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 安全対策を適切に行った	~~b~~ 安全対策をほぼ適切に行った	~~c~~ 他の事項に該当しない	~~d~~ 安全対策がやや不備である	~~e~~ 安全対策が不備である
２ 施工状況	Ⅲ 安全対策			「評価項目」					
			□	1	安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば			d（加減点 ５．０点減）	
			□	2	安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば			e（加減点 １０．０点減）	
		□	□	1	「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。				
		□	□	2	災害防止協議会等を１回／月以上行っている。				
		□	□	3	安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。				
		□	□	4	新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。				
		□	□	5	工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。				
		□	□	6	過積載防止に取り組んでいる。				
		□	□	7	仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。				
		□	□	8	保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。				
		□	□	9	地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。				
		□	□	10	その他考査内容（理由：　　）				
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）		※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が80%未満 なお、評価対象項目が２項目以下の場合は			a（加減点 ５．０点増） b（加減点 ２．５点増） c（加減点 なし） c（加減点 なし）	

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号６（対外関係）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a	b	c	d	e
					対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備である	対外関係が不備である
２ 施工状況	Ⅳ 対外関係		□	「評価項目」 1　対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　２．５点減）					
			□	2　対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　５．０点減）					
		□	□	1　「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。					
		□	□	2　関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。					
		□	□	3　地元との調整を行い、トラブルの発生がない。					
		□	□	4　第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。					
		□	□	5　関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。					
		□	□	6　工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。					
		□	□	7　その他考査内容（理由：　　）					
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※　評　　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上　a（加減点　２．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　b（加減点　１．０点増） ・評価値が80%未満　c（加減点　なし） なお、評価対象項目が２項目以下の場合は　c（加減点　なし）					

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号７（出来形）　［土木一般］　（評定者：監督員）

考査項目 細別	工　種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a	b	c	d	e
					出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来形	土木一般		□	「評価項目」 1　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　a（加減点　４．０点増）					
			□	1　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　b（加減点　２．０点増）					
			□	1　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　c（加減点　なし）					
			□	1　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　２．５点減）					
			□	1　契約約款第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　５．０点減）					
				①　出来形の評定は、工事全般を通して評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、山形県土木部及び農林水産部の「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。					

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号８（出来形）　［機械設備工事］　（評定者：監督員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 適切である	~~b~~ ほぼ適切である	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや不適切である	~~e~~ 不適切である
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来形	機械設備工事			「評価項目」					
			□	１	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 ２．５点減）				
			□	１	契約約款第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ５．０点減）				
		□	□	１	据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。				
		□	□	２	設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。				
		□	□	３	施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。				
		□	□	４	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。				
		□	□	５	不可視部分の出来形を写真撮影している。				
		□	□	６	塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。				
		□	□	７	溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。				
		□	□	８	社内の管理基準に基づき管理している。				
		□	□	９	設計図書に定められている予備品に不足がない。				
		□	□	１０	分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。				
		□	□	１１	その他考査内容（理由：　　）				
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）		※ 評 定 評価値（％）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が80％以上　a（加減点 ４．０点増） ・評価値が60％以上80％未満　b（加減点 ２．０点増） ・評価値が60％未満　c（加減点 なし） なお、評価対象項目が２項目以下の場合は　c（加減点 なし）				

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号９（出来形）　［電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事］　（評定者：監督員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 適切である	~~b~~ ほぼ適切である	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや不適切である	~~e~~ 不適切である
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来形	電気設備・通信設備・受変電設備工事			「評価項目」					
			□	１	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 ２．５点減）				
			□	１	契約約款第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ５．０点減）				
		□	□	１	据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。				
		□	□	２	機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。				
		□	□	３	不可視部分の出来形を写真撮影している。				
		□	□	４	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。				
		□	□	５	設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。				
		□	□	６	設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。				
		□	□	７	配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。				
		□	□	８	測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。				
		□	□	９	行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。				
		□	□	１０	配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		□	□	１１	社内の管理基準に基づき管理している。				
		□	□	１２	その他考査内容（理由：　　）				
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）		※ 評 定 評価値（％）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が80％以上　a（加減点 ４．０点増） ・評価値が60％以上80％未満　b（加減点 ２．０点増） ・評価値が60％未満　c（加減点 なし） なお、評価対象項目が２項目以下の場合は　c（加減点 なし）				

別表第１

別紙第１号１０（出来形）

建設工事成績評定考査項目別運用表
［上水道配管工事］

（評定者：監督員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来形	上水道配管工事			「評価項目」					
			□	1 監督職員が文書で改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				d（加減点 ２．５点減）	
			□	1 契約約款第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				e（加減点 ５．０点減）	
		□	□	1 出来形管理図及び出来形管理表を標準仕様書等に基づき作成している。					
		□	□	2 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。					
		□	□	3 不可視部分の出来形を適切に写真撮影している。					
		□	□	4 工事記録写真を標準仕様書等に基づき作成している。					
		□	□	5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と調整の上管理している。					
		□	□	6 要求した完成図書等が適切にまとめられている。					
		□	□	7 管路付属設備等の出来形が要求を満足している。					
		□	□	8 仕切弁・止水栓が筐中央に位置し、開閉操作に支障がないことが確認できる					
		□	□	9 その他考査内容（理由： ）					
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が80%以上 ・評価値が60%以上80%未満 ・評価値が60%未満 なお、評価対象項目が２項目以下の場合は				a（加減点 ４．０点増） b（加減点 ２．０点増） c（加減点 なし） c（加減点 なし）	

別表第１

別紙第１号１１（品質）

建設工事成績評定考査項目別運用表
［土木一般］

（評定者：監督員）

考査項目 細別	工 種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	b 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	c 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。	d 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	e 契約約款第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
3 出来形及び出来ばえ Ⅱ 品 質	土木一般			「評価項目」					
			□	1 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				a（加減点 ５．０点増）	
			□	1 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				b（加減点 ２．５点増）	
			□	1 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				c（加減点 なし）	
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				d（加減点 ２．５点減）	
			□	1 契約約款第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば				e（加減点 ５．０点減）	
				① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、山形県土木部及び農林水産部の「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。					

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号１２（品質）　［機械設備工事］　（評定者：監督員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 適切である	~~b~~ ほぼ適切である	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや不適切である	~~e~~ 不適切である
３ 出来形及び出来ばえ Ⅱ 品　質	機械設備工事			「評価項目」					
			□	1	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　２．５点減）				
			□	1	建設工事請負契約約款第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　５．０点減）				
		□	□	1	材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。				
		□	□	2	設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。				
		□	□	3	設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。				
		□	□	4	機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。				
		□	□	5	溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。				
		□	□	6	塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。				
		□	□	7	操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性に優れている。				
		□	□	8	操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。				
		□	□	9	小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。				
		□	□	10	設備の取扱説明書を工夫している。				
		□	□	11	完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。				
		□	□	12	機器の配置が点検しやすいよう工夫している。				
		□	□	13	設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。				
		□	□	14	二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。				
		□	□	15	バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。				
		□	□	16	計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。				
		□	□	17	回転部や高温部等の危険個所に表示又は防護をしている。				
		□	□	18	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。				
		□	□	19	現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。				
		□	□	20	その他考査内容（理由：　　）				
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）		※　評　　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が80%以上　a（加減点　５．０点増） ・評価値が60%以上80%未満　b（加減点　２．５点増） ・評価値が60%未満　c（加減点　なし） ・評価対象項目が２項目以下の場合　c（加減点　なし）				

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号１３（品質）　［電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事］　（評定者：監督員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 適切である	~~b~~ ほぼ適切である	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや不適切である	~~e~~ 不適切である
３ 出来形及び出来ばえ Ⅱ 品　質	電気設備・通信設備・受変電設備工事			「評価項目」					
			□	1	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　２．５点減）				
			□	1	建設工事請負契約約款第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　５．０点減）				
		□	□	1	材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。				
		□	□	2	設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。				
		□	□	3	設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。				
		□	□	4	機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。				
		□	□	5	溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。				
		□	□	6	塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。				
		□	□	7	操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性に優れている。				
		□	□	8	操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。				
		□	□	9	小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。				
		□	□	10	設備の取扱説明書を工夫している。				
		□	□	11	完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。				
		□	□	12	機器の配置が点検しやすいよう工夫している。				
		□	□	13	設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。				
		□	□	14	二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。				
		□	□	15	バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。				
		□	□	16	計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。				
		□	□	17	回転部や高温部等の危険個所に表示又は防護をしている。				
		□	□	18	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。				
		□	□	19	現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。				
		□	□	20	その他考査内容（理由：　　）				
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）		※　評　　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が80%以上　a（加減点　５．０点増） ・評価値が60%以上80%未満　b（加減点　２．５点増） ・評価値が60%未満　c（加減点　なし） ・評価対象項目が２項目以下の場合　c（加減点　なし）				

別表第１

別紙第１号１４（品質）

建設工事成績評定考査項目別運用表

［上水道配管工事］

（評定者：監督員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定 結果	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
３ 出来形及び出来ばえ Ⅱ 品 質	上水道 配管工事			「評価項目」					
			□	1	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 ２．５点減）				
			□	1	契約約款第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ５．０点減）				
				【共通】					
		□	□	1	直管接合が標準仕様書等に基づき施工されている。				
		□	□	2	ライナが標準仕様書等に基づき施工されている。				
		□	□	3	異形管接合が標準仕様書等に基づき施工されている。				
		□	□	4	継輪接合が標準仕様書等に基づき施工されている。				
		□	□	5	接合部品が標準仕様書等に基づき施工されている。				
		□	□	6	管切断が標準仕様書等に基づき施工されている。				
		□	□	7	給水装置工事は、設計図書及び給水装置工事設計・施工指針を遵守し施工している。				
		□	□	8	ポリエチレンスリーブ被覆工及び分水部の外面防食が適切に実施されている。				
		□	□	9	管の明示(明示テープ・明示シート)の施工が適切に実施されている。				
		□	□	10	管番号と継手番号が、工事写真・完成管割図・チェックシートで確認できる。				
		□	□	11	洗管、水圧試験が標準仕様書等に基づき実施されている。				
		□	□	12	使用機械、器具が標準仕様書等に基づき使用されている。				
		□	□	13	仮復旧及び本復旧の路盤及び表層・基層は、仕様書どおり施工され管理している。				
		□	□	14	埋戻しについて、仕様書どおり施工され管理されている。				
		□	□	15	その他考査内容（理由：　　）				
				【推進】					
		□	□	16	推進管の推進精度が確保されている。				
		□	□	17	配水管と推進管との空隙への充填材料・施工状況・充填度が適切である。				
		□	□	18	薬液注入工は改良範囲及び注入量が工事打合簿等で確認できる。				
		□	□	19	立坑は設計図や仕様書に沿って施工されている。				
		□	□	20	その他考査内容（理由：　　）				
				【溶接・塗装・防凍】					
		□	□	21	溶接施工に係る施工計画書を提出している。				
		□	□	22	溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。				
		□	□	23	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工している。（重ね塗りの場合も含む）				
		□	□	24	防凍工が設計図書に基づき行われている。				
		□	□	25	その他考査内容（理由：　　）				
		対象数 （ア） （０）	評価数 （イ） （０）		※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が80%以上　a（加減点 ５．０点増） ・評価値が60%以上80%未満　b（加減点 ２．５点増） ・評価値が60%未満　c（加減点 なし） ・評価対象項目が２項目以下の場合　c（加減点 なし）				

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号１５（創意工夫）　　（評定者：監督員）

考査項目	ﾁｪｯｸ欄	
５ 創意工夫		［施工］
	□	１ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
	□	２ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。
	□	３ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
	□	４ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。
	□	５ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
	□	６ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
	□	７ 照明などの視界の確保に関する工夫。
	□	８ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
	□	９ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
	□	１０ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
	□	１１ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
	□	１２ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
	□	１３ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
	□	１４ 情報管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
	□	１５ 情報化施工技術（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事。（使用原則化工事を除く） ※本項目は２点の加点とする。
	□	１６ 特殊な工法や材料を用いた工事。
	□	１７ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。
	□	１８ 間伐材の活用の工夫。
	□	１９ リサイクル製品の活用の工夫。
	□	２０ 山形県リサイクル認定製品の活用の工夫。
	□	２１ その他（理由：　　）
		［新技術活用］ 加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 また、①と②の両方に登録されている技術を活用した場合には、加点点数の高い方で評価を行うものとし、複数の技術を①②それぞれで評価した場合でも、合計で最大３点の加点とする。 ①建設やまがた県産技術活用支援事業登録技術
	□	１ 「建設やまがた県産技術活用支援事業登録技術」を活用した。　※本項目は２点の加点とする。複数技術の活用を評価可能とするが、最大３点の加点とする。 ②国土交通省「NETIS」登録技術 「国土交通省「NETIS」登録技術」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。
	□	２ NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術又は事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。　※本項目は３点の加点とする。
	□	３ NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術又は事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。　※本項目は２点の加点とする。
	□	４ NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術又は事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。　※本項目は１点の加点とする。
	□	５ NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は２点の加点とする。
	□	６ NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は１点の加点とする。
		※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することが可能とするが、最大３点の加点とする。 ※複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大３点の加点とする。
		［品質関係］
	□	１ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
	□	２ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
	□	３ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
	□	４ 配筋・溶接作業等に関する工夫。
	□	５ その他（理由：　　）
		［安全衛生関係］
	□	１ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。
	□	２ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
	□	３ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
	□	４ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
	□	５ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
	□	６ 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
	□	７ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
	□	８ 環境保全に関する工夫。
	□	９ その他（理由：　　）
		［働き方改革］ 当該工事のおいて、他の模範となるような取組を以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大２点の加点とする。
	□	１ 週休２日（４週８休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
	□	２ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。
		［その他］
	□	１ その他（理由：　　）
	□	２ その他（理由：　　）
		※　評定　　点 ／ 記述評価（レ点を付した評価内容を詳細記述） ／ 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※１　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２　評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、３点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３　該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表一覧

２　総括監督員

番号	考査項目	細別	工種	必須・選択	評価シート	評定結果
別紙第２号１	２　施工状況	Ⅱ　工程管理	全工種	必須		
別紙第２号２	〃	Ⅲ　安全対策	〃	〃		
別紙第２号３	４　工事特性	Ⅰ　施工条件等への対応	〃	選択		
別紙第２号４	６　社会性等	Ⅰ　地域への貢献等	〃	必須		
別紙第２号５	７　法令遵守等		〃	〃		

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第２号１（工程管理）　［全工種］　（評定者：総括監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~b~~ やや優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
２ 施工状況	Ⅱ 工程管理			「評価項目」					
		☐	☐	1	隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。				
		☐	☐	2	地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。				
		☐	☐	3	工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。				
		☐	☐	4	工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。				
		☐	☐	5	現場閉所による週休２日（４週８休以上）を行った。				
		☐	☐	6	災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。				
		☐	☐	7	工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。				
		☐	☐	8	その他考査内容（理由：　　）				
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	●評価点 点					
				●判断基準 **上記該当項目を総合的に判断して、2点(a)、1点(b)、0点(c)、-7.5点(d)、-15点(e)で評価する。** ※総括監督員は、監督員の意見を参考に工事全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 （工事施工過程における日々の対応の評価は監督員が実施） ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 （例えば、レ点が１つであっても、その内容が特に評価に値する場合は2点(a)評価も可） ※監督員の「工程管理」において-5点(d)又は-10点(e)評価があった場合、-7.5点(d)評価以下として「その他」に理由を記載すること。					

別表第１

別紙第２号２（安全対策）

建設工事成績評定考査項目別運用表

［全工種］

（評定者：総括監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~b~~ やや優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
２ 施工状況	Ⅲ 安全対策			「評価項目」					
		☐	☐	1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。					
		☐	☐	2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。					
		☐	☐	3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。					
		☐	☐	4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。					
		☐	☐	5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。					
		☐	☐	6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。					
		☐	☐	7 その他考査内容（理由：　　）					
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	●評価点 点					
				●判断基準 **上記該当項目を総合的に判断して、3点(a)、1.5点(b)、0点(c)、-7.5点(d)、-15点(e)で評価する。** ※総括監督員は、監督員の意見を参考に工事全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 （工事施工過程における日々の対応の評価は監督員が実施） ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 （例えば、レ点が１つであっても、その内容が特に評価に値する場合は3点(a)評価も可） ※監督員の「安全対策」において-5点(d)又は-10点(e)評価があった場合、-7.5点(d)評価以下として「その他」に理由を記載すること。					

別表第１

別紙第２号３（工事特性）

建設工事成績評定考査項目別運用表

［全工種］

（評定者：監督員）

考査項目細別	ﾁｪｯｸ欄	対応事例	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４ 工事特性 ｷｰﾜｰﾄﾞ評価 Ⅰ 施工条件等への対応	☐ ☐ ☐	Ⅰ構造物の特殊性への対応 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断面)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3 その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加算とする。	(1について) 切土の土工量：20万㎥以上、盛土の土工量：15万㎥以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(シールド)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万㎥以上、流路工の計画高水流量：500㎥以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400㎥/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長100m以上、建物の延べ面積：5,000㎡以上、建物の高さ：30m以上、建物の階数：地上10階又は地下2階以上、天井高・階高：12m以上 (2について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 ・柱、壁の過半がSRC造である建築工事。 ・厳しいクリーン度を要求される室を有する建築工事。 ・免震構造、制震構造を有する建築工事。
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事 8 緊急時に対応が特に必要な工事 9 施工箇所が広範囲にわたる工事 10 その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加算とする。	(4について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・その他、各種制約があり、施工が特に厳しい制限を受けた工事。 (6について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路での片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8について) ・緊急時の作業があり、その作業全てに対応した工事。 (9について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15 その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加算とする。	(11について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な土留などが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工を除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
	☐ ☐	Ⅳ長期工事における安全確保への対応 16 **12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)** ※ただし、法令順守における項目「7工事関係者事故又は公衆災害が発生したがその過失が軽微なため口頭注意以上の処分がなかった場合」に至らない事故は除く。 17 その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加算とする。	
		※ 評定　　点	

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第２号４（地域への貢献等）　［全工種］　（評定者：総括監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等			「評価項目」					
		☐	☐	1	周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。				
		☐	☐	2	現場事務所や作業現場の環境を周辺地域への景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。				
		☐	☐	3	定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。				
		☐	☐	4	道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。				
		☐	☐	5	地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。				
		☐	☐	6	災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。				
		☐	☐	7	その他考査内容（理由：　　）				
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	●評価点 点					

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、10点(a)、7.5点(a')、5.0点(b)、2.5点(b')、0点(c)で評価する。

※総括監督員は、監督員の意見を参考に工事全体を視野に入れた総括的な評価を行う。

（工事施工過程における日々の対応の評価は監督員が実施）

※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。

（例えば、レ点が１つであっても、その内容が特に評価に値する場合は10点(a)評価も可）

※特に該当するものがない場合は(c)評価とする。

※　地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第２号５（法令遵守）　［全工種］　（評定者：総括監督員）

考査項目

7 法令遵守等

ﾁｪｯｸ欄	措　置　内　容	減点数
☐	1.指名停止３カ月以上	－２０点
☐	2.指名停止２カ月以上３カ月未満	－１５点
☐	3.指名停止１カ月以上２カ月未満	－１３点
☐	4.指名停止２週間以上１カ月未満	－１０点
☐	5.文書注意	－８点
☐	6.口頭注意	－５点
☐	7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したがその過失が軽微なため口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－３点
☐	8.その他（理由：　　）	点
☐	該当なし	

①　本考査項目で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.　入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.　承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は継承した。
3.　使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.　産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反するな許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.　当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6.　一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7.　入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.　労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.　監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.　下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.　過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12.　受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13.　下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.　安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与え公衆災害を起こした。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表一覧

３　検査員

番号	考査項目	細別	工種	必須・選択	評価シート	評定結果
別紙第３号１	２　施工状況	Ⅰ　施工管理	全工種	必須		
別紙第３号２	３　出来形及び出来ばえ	Ⅰ　出来形	土木一般	選択		
別紙第３号３	〃	〃	機械設備工事	〃		
別紙第３号４	〃	〃	電気設備・通信設備・受変電設備工事	〃		
別紙第３号５	〃	〃	上水道配管工事	〃		
別紙第３号６	〃	Ⅱ　品質	土工事	〃		
別紙第３号７	〃	〃	コンクリート構造物工事	〃		
別紙第３号８	〃	〃	護岸・根固・水制工等	〃		
別紙第３号９	〃	〃	砂防構造物及び地すべり防止工事	〃		
別紙第３号１０	〃	〃	舗装工事	〃		
別紙第３号１１	〃	〃	法面工事	〃		
別紙第３号１２	〃	〃	基礎工事及び地盤改良工事	〃		
別紙第３号１３	〃	〃	海岸工事	〃		
別紙第３号１４	〃	〃	鋼橋工事	〃		
別紙第３号１５	〃	〃	コンクリート橋上部工事	〃		
別紙第３号１６	〃	〃	塗装工事	〃		
別紙第３号１７	〃	〃	トンネル工事	〃		
別紙第３号１８	〃	〃	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積・二次製品工事	〃		
別紙第３号１９	〃	〃	排水施設工事	〃		
別紙第３号２０	〃	〃	植栽・公園工事	〃		
別紙第３号２１	〃	〃	防護柵・標識・区画線等工事	〃		
別紙第３号２２	〃	〃	電線共同溝工事	〃		
別紙第３号２３	〃	〃	小規模道路改良工事	〃		
別紙第３号２４	〃	〃	下水道工事	〃		
別紙第３号２５	〃	〃	港湾・漁港工事	〃		
別紙第３号２６	〃	〃	維持修繕工事	〃		
別紙第３号２７	〃	〃	ほ場整備工事(農村整備)	〃		
別紙第３号２８	〃	〃	コンクリート構造物工事(農村整備)	〃		
別紙第３号２９	〃	〃	暗渠排水工事(農村整備)	〃		
別紙第３号３０	〃	〃	管水路工事(農村整備)	〃		
別紙第３号３１	〃	〃	フィルダム・ため池工事(農村整備)	〃		
別紙第３号３２	〃	〃	コンクリート二次製品水路工事(農村整備)	〃		
別紙第３号３３	〃	〃	水路補修工事(農村整備)	〃		
別紙第３号３４	〃	〃	木製（間伐材）簡易工作物工事	〃		
別紙第３号３５	〃	〃	機械設備工事	〃		
別紙第３号３６	〃	〃	電気設備工事	〃		
別紙第３号３７	〃	〃	通信設備工事・受変電設備工事	〃		
別紙第３号３８	〃	〃	上水道配管工事	〃		
別紙第３号３９	〃	〃	その他工事	〃		
別紙第３号４０	〃	〃	合併工事	〃		
別紙第３号４１	〃	Ⅲ　出来ばえ	全工種共通	〃		
別紙第３号４１	〃	〃	コンクリート構造物工事	〃		
別紙第３号４１	〃	〃	土工事	〃		
別紙第３号４１	〃	〃	切土工事	〃		
別紙第３号４１	〃	〃	護岸・根固・水制工等	〃		
別紙第３号４２	〃	〃	鋼橋工事	〃		
別紙第３号４２	〃	〃	地すべり防止工事	〃		
別紙第３号４２	〃	〃	舗装工事	〃		
別紙第３号４２	〃	〃	法面工事	〃		
別紙第３号４２	〃	〃	基礎工工事	〃		
別紙第３号４２	〃	〃	コンクリート橋上部工事	〃		
別紙第３号４３	〃	〃	塗装工事	〃		
別紙第３号４３	〃	〃	植栽・公園工事	〃		
別紙第３号４３	〃	〃	標識・照明灯工事	〃		
別紙第３号４３	〃	〃	区画線工事	〃		
別紙第３号４３	〃	〃	防護柵（網）工事	〃		
別紙第３号４４	〃	〃	小規模道路改良工事	〃		
別紙第３号４４	〃	〃	下水道工事	〃		
別紙第３号４４	〃	〃	港湾・漁港工事	〃		
別紙第３号４４	〃	〃	維持修繕工事	〃		
別紙第３号４４	〃	〃	電線共同溝工事	〃		
別紙第３号４５	〃	〃	木製（間伐材）簡易工作物工事	〃		
別紙第３号４５	〃	〃	機械設備工事	〃		
別紙第３号４５	〃	〃	電気設備工事	〃		
別紙第３号４５	〃	〃	通信設備工事・受変電設備工事	〃		
別紙第３号４５	〃	〃	その他工事及び合併工事	〃		
別紙第３号４６	〃	〃	農村整備工事関連①	〃		
別紙第３号４７	〃	〃	農村整備工事関連②及び上水道	〃		

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１（施工管理）　［全工種］　（評定者：検査員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~b~~ やや優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
２ 施工状況	Ⅰ 施工管理			「評価項目」					
			□	１ 施工管理に関して、監督職員又は検査員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点　７．５点減）					
			□	２ 施工管理に関して、監督職員又は検査員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点　１５．０点減）					
		□	□	１ 契約約款第１９条第１項第１号から第５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。					
		□	□	２ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。					
		□	□	３ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。					
		□	□	４ 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。					
		□	□	５ 工事材料の品質に影響がないよう工事材料を保管してることが確認できる。					
		□	□	６ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。					
		□	□	７ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。					
		□	□	８ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。					
		□	□	９ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。					
		□	□	１０ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。					
		□	□	１１ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。					
		□	□	１２ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。					
		□	□	１３ その他考査内容（理由：　　）					
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上　a（加減点　５．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　b（加減点　２．５点増） ・評価値が80%未満　c（加減点　なし　） なお、評価対象項目が２項目以下の場合は　c（加減点　なし　）					

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号２（出来形）　［土木一般］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来形	土木一般			「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）							
			□	１ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で、下記の「評価対象項目」の４項目以上が該当する。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　a（加減点　１０．０点増）							
			□	１ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で、下記の「評価対象項目」の３項目以上が該当する。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　a'（加減点　７．５点増）							
			□	１ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で、下記の「評価対象項目」の３項目以上が該当する。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　b（加減点　５．０点増）							
			□	１ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で、下記の「評価対象項目」の２項目以上が該当する。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　b'（加減点　２．５点増）							
			□	１ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ'に該当しない。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　c（加減点なし）							
			□	１ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１０．０点減）							
			□	１ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２０．０点減）							
			□	１ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。							
			□	２ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。							
			□	３ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。							
			□	４ 写真管理基準の管理項目を満足している。							
			□	５ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。							
			□	６ その他考査内容（理由：　　）							
				① 出来形の評定は、工事全般を通して評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、山形県土木部及び農林水産部の「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。							

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号３（出来形）　［機械設備工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来形	機械設備工事			「評価項目」							
			□	1	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d （加減点 １０．０点減）						
			□	1	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e （加減点 ２０．０点減）						
		□	□	1	据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。						
		□	□	2	設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。						
		□	□	3	施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。						
		□	□	4	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。						
		□	□	5	不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。						
		□	□	6	塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。						
		□	□	7	溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。						
		□	□	8	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。						
		□	□	9	設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。						
		□	□	10	分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。						
		□	□	11	その他考査内容（理由：　　）						
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）		※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上　a （加減点 １０．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　a’（加減点 ７．５点増） ・評価値が70%以上80%未満　b （加減点 ５．０点増） ・評価値が60%以上70%未満　b’（加減点 ２．５点増） ・評価値が60%未満　c （加減点 なし） なお、評価対象項目が２項目以下の場合は　c （加減点 なし）						

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号４（出来形）　［電気設備・通信設備・受変電設備工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来形	電気設備 通信設備 受変電設備 工事			「評価項目」							
			□	1	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d （加減点 １０．０点減）						
			□	1	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e （加減点 ２０．０点減）						
		□	□	1	据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。						
		□	□	2	機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。						
		□	□	3	写真管理基準の管理項目を満足している。						
		□	□	4	不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。						
		□	□	5	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。						
		□	□	6	設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。						
		□	□	7	設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。						
		□	□	8	配管及び配線が設計図書又は承諾図書とおり敷設していることが確認できる。						
		□	□	9	行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。						
		□	□	10	配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		□	□	11	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。						
		□	□	12	その他考査内容（理由：　　）						
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）		※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上　a （加減点 １０．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　a’（加減点 ７．５点増） ・評価値が70%以上80%未満　b （加減点 ５．０点増） ・評価値が60%以上70%未満　b’（加減点 ２．５点増） ・評価値が60%未満　c （加減点 なし） なお、評価対象項目が２項目以下の場合は　c （加減点 なし）						

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号５（出来形）　［上水道配管工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来形	上水道配管工事			「評価項目」							
			□	1 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １０．０点減）							
			□	1 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２０．０点減）							
		□	□	1 出来形管理図及び出来形管理表を標準仕様書等に基づき作成していることが確認できる。							
		□	□	2 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。							
		□	□	3 不可視部分の出来形を適切に写真撮影している。							
		□	□	4 工事記録写真を標準仕様書等に基づき作成している。							
		□	□	5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と調整の上管理していることが確認できる。							
		□	□	6 要求した完成図書等が適切にまとめられている。							
		□	□	7 管路付属設備等の出来形が要求を満足している。							
		□	□	8 仕切弁・止水栓が筐中央に位置し、開閉操作に支障がないことが確認できる。							
		□	□	9 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上　a（加減点 １０．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　a'（加減点 ７．５点増） ・評価値が70%以上80%未満　b（加減点 ５．０点増） ・評価値が60%以上70%未満　b'（加減点 ２．５点増） ・評価値が60%未満　c（加減点 なし） なお、評価対象項目が２項目以下の場合は　c（加減点 なし）							

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号６（品質）　［土工事（切土、盛土、堤防等）］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	土工事（切土、盛土、堤防等）			「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。							
		□	□	2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。							
		□	□	3 置き換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。							
		□	□	4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。							
		□	□	5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。							
		□	□	6 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。							
		□	□	7 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。							
		□	□	8 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。							
		□	□	9 ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。							
		□	□	10 法面に有害な亀裂がない。							
		□	□	11 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。							
		□	□	12 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ 【ばらつき】 □ 50%以下 □ 80%以下 □ 80%を超える □ ばらつきで判断不可能 【判断基準】 判断基準において、 a の場合（加減点 １５．０点増） a' の場合（加減点 １２．０点増） b の場合（加減点 ７．５点増） b' の場合（加減点 ４．０点増） c の場合（加減点なし） 評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。 ※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。							

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号７（品質）　［コンクリート構造物工事］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品質	コンクリート構造物			「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）							
		□	□	1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物量・単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。							
		□	□	2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。							
		□	□	3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。							
		□	□	4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む。）							
		□	□	5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。							
		□	□	6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。							
		□	□	7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。							
		□	□	8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。							
		□	□	9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	10 圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。							
		□	□	11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	13 止水板及び目地等の施工が適正に行われていることが確認できる。							
		□	□	14 有害なクラックがない。							
		□	□	15 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】
- □ 50%以下
- □ 80%以下
- □ 80%を超える
- □ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点　１５．０点増）
a'の場合（加減点　１２．０点増）
b の場合（加減点　７．５点増）
b'の場合（加減点　４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号８（品質）　［護岸、根固、水制工等］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品質	護岸、根固、水制工等			「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）							
		□	□	1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。							
		□	□	2 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。							
		□	□	3 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行っていることを確認でいる。							
		□	□	4 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。							
		□	□	6 遮水シート（吸出し防止材等）が、所定の幅で重ね合わされ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結又はかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	9 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。							
		□	□	10 基礎工において、掘り過ぎがなく施工していることが確認できる。							
		□	□	11 コンクリートブロック等を損傷なく設置していることが確認できる。							
		□	□	12 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。							
		□	□	13 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	14 有害なクラックがない。							
		□	□	15 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】
- □ 50%以下
- □ 80%以下
- □ 80%を超える
- □ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点　１５．０点増）
a'の場合（加減点　１２．０点増）
b の場合（加減点　７．５点増）
b'の場合（加減点　４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号９（品質）　［砂防構造物工事及び地すべり防止工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)］　(評定者：検査員)

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている

３ 出来形及び出来ばえ　Ｉ 品質　／　砂防構造物工事及び地すべり防止工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）

「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）

☐ 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。
※ 評 定
・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）

☐ 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
※ 評 定
・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）

【共通】
- ☐ ☐ 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- ☐ ☐ 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
- ☐ ☐ 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ ☐ 4 運搬時価、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- ☐ ☐ 5 コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- ☐ ☐ 6 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
- ☐ ☐ 7 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
- ☐ ☐ 8 有害なクラックがない。
- ☐ ☐ 9 その他考査内容（理由：　　　　　　　　　　　　）

【砂防構造物工事に適用】
- ☐ ☐ 10 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- ☐ ☐ 11 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ ☐ 12 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- ☐ ☐ 13 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ ☐ 14 ボルトの締付確認が実施され、適切に記録を保管していることが確認できる。
- ☐ ☐ 15 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- ☐ ☐ 16 その他考査内容（理由：　　　　　　　　　　　　）

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）に適用】
- ☐ ☐ 17 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ ☐ 18 ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- ☐ ☐ 19 ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
- ☐ ☐ 20 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
- ☐ ☐ 21 その他考査内容（理由：　　　　　　　　　　　　）

対象数（ア）（ ０ ）　評価数（イ）（ ０ ）

※ 評 定
評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（ ０ ）／（ ０ ）＝

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

【ばらつき】
- ☐ 50%以下
- ☐ 80%以下
- ☐ 80%を超える
- ☐ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
ａ の場合（加減点　１５．０点増）
ａ’の場合（加減点　１２．０点増）
ｂ の場合（加減点　　７．５点増）
ｂ’の場合（加減点　　４．０点増）
ｃ の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１０（品質）　［舗装工事(路盤工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工)］　(評定者：検査員)

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている

３ 出来形及び出来ばえ　Ｉ 品質　／　舗装工事（路盤工・アスファルト舗装工・コンクリート舗装工）

「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）

☐ 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。
※ 評 定
・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）

☐ 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
※ 評 定
・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）

【路床・路盤工関係】
- ☐ ☐ 1 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
- ☐ ☐ 2 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。
- ☐ ☐ 3 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ ☐ 4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- ☐ ☐ 5 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- ☐ ☐ 6 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- ☐ ☐ 7 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- ☐ ☐ 8 その他考査内容（理由：　　　　　　　　　　　　）

【アスファルト舗装関係】
- ☐ ☐ 9 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- ☐ ☐ 10 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- ☐ ☐ 11 プラント出荷時(事前審査認定混合物を除く)、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- ☐ ☐ 12 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- ☐ ☐ 13 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- ☐ ☐ 14 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ ☐ 15 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- ☐ ☐ 16 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ ☐ 17 その他考査内容（理由：　　　　　　　　　　　　）

【コンクリート舗装関係】
- ☐ ☐ 18 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C・最大骨材粒径・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
- ☐ ☐ 19 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- ☐ ☐ 20 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- ☐ ☐ 21 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ ☐ 22 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- ☐ ☐ 23 材料が分離しないようコンクリートを敷き均していることが確認できる。
- ☐ ☐ 24 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- ☐ ☐ 25 その他考査内容（理由：　　　　　　　　　　　　）

対象数（ア）（ ０ ）　評価数（イ）（ ０ ）

※ 評 定
評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（ ０ ）／（ ０ ）＝

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

【ばらつき】
- ☐ 50%以下
- ☐ 80%以下
- ☐ 80%を超える
- ☐ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
ａ の場合（加減点　１５．０点増）
ａ’の場合（加減点　１２．０点増）
ｂ の場合（加減点　　７．５点増）
ｂ’の場合（加減点　　４．０点増）
ｃ の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１１（品質）　［法面工事］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	法面工事		□	「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）						
			□	1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）						
				【共通】							
		□	□	1　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)							
		□	□	2　施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やごみ等を除去してから施工していることが確認できる。							
		□	□	3　盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。							
		□	□	4　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施してることが確認できる。							
		□	□	5　その他考査内容（理由：　　）							
				【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】							
		□	□	6　土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。							
		□	□	7　ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。							
		□	□	8　ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。							
		□	□	9　吹付け厚さが均等であることが確認できる。							
		□	□	10　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の使用を満足していることが確認できる。							
		□	□	11　施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。							
		□	□	12　その他考査内容（理由：　　）							
				【コンクリート又はモルタル吹付工関係】							
		□	□	13　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の使用を満足していることが確認できる。							
		□	□	14　金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。							
		□	□	15　金網が破損を生じていないことが確認できる。							
		□	□	16　吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。							
		□	□	17　吹付け厚さが均等であることが確認できる。							
		□	□	18　吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。							
		□	□	19　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。							
		□	□	20　不良個所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。							
		□	□	21　法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。							
		□	□	22　その他考査内容（理由：　　）							
				【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】							
		□	□	23　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の使用を満足していることが確認できる。							
		□	□	24　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。							
		□	□	25　現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。							
		□	□	26　強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。							
		□	□	27　枠内に空隙がないことが確認できる。							
		□	□	28　層間にはく離がないことが確認できる。							
		□	□	29　不良個所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。							
		□	□	30　その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※　評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】
- □ 50%以下
- □ 80%以下
- □ 80%を超える
- □ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a　の場合（加減点　１５．０点増）
a'の場合（加減点　１２．０点増）
b　の場合（加減点　　７．５点増）
b'の場合（加減点　　４．０点増）
c　の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１２（品質）　［基礎工事及び地盤改良工事］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	基礎工工事及び地盤改良工事		□	「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）						
			□	1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）						
				【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打・深礎等)】							
		□	□	1　杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。							
		□	□	2　既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。							
		□	□	3　杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。							
		□	□	4　水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。							
		□	□	5　溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	6　支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。							
		□	□	7　場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入していることが確認できる。							
		□	□	8　掘削深度、排出土砂、坑内水位の変更及び安定液を用いる場合の坑内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。							
		□	□	9　配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	10　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。							
		□	□	11　裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。							
		□	□	12　強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。							
		□	□	13　その他考査内容（理由：　　）							
				【地盤改良関係】							
		□	□	14　改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	15　セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。							
		□	□	16　事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。							
		□	□	17　施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。							
		□	□	18　その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※　評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】
- □ 50%以下
- □ 80%以下
- □ 80%を超える
- □ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a　の場合（加減点　１５．０点増）
a'の場合（加減点　１２．０点増）
b　の場合（加減点　　７．５点増）
b'の場合（加減点　　４．０点増）
c　の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１３（品質）　［海岸工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	海岸工事		□	「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	1 コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取外しを行っていることが確認できる。							
		□	□	2 運搬、打設、締固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。							
		□	□	4 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。							
		□	□	5 転倒や崩落等がないようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。							
		□	□	6 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。							
		□	□	7 工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。							
		□	□	8 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。							
		□	□	9 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】　【判断基準】

□ 50%以下
□ 80%以下
□ 80%を超える
□ ばらつきで判断不可能

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１４（品質）　［鋼橋工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）		□	「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
				【工場製作関係】							
		□	□	1 鋼材の種別を、品質証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。							
		□	□	2 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。							
		□	□	3 溶接作業に当たり、溶接材料の仕様区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。							
		□	□	5 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに制作していることが確認できる。							
		□	□	6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。							
		□	□	7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。							
		□	□	8 素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。							
		□	□	9 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。							
		□	□	10 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。							
		□	□	11 その他考査内容（理由：　　）							
				【架設関係】							
		□	□	12 ボルトの締め付け確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。							
		□	□	13 ボルトの締め付け機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。							
		□	□	14 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。							
		□	□	15 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。							
		□	□	16 支承の据え付けで、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。							
		□	□	17 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。							
		□	□	18 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。							
		□	□	19 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。							
		□	□	20 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。							
		□	□	21 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】　【判断基準】

□ 50%以下
□ 80%以下
□ 80%を超える
□ ばらつきで判断不可能

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１５（品質）　［コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品質	コンクリート橋上部工事（ＰＣ及びＲＣ対象）			「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。							
		□	□	2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。							
		□	□	3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。							
		□	□	4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む。）							
		□	□	5 コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。							
		□	□	6 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。							
		□	□	7 鉄筋の引張強度又は曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。							
		□	□	9 圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。							
		□	□	10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	13 プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	14 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。							
		□	□	15 ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	16 プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	17 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件に置かれた供試体を用いていることが確認できる。							
		□	□	18 有害なクラックがない。							
		□	□	19 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】　【判断基準】

□ 50%以下
□ 80%以下
□ 80%を超える
□ ばらつきで判断不可能

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１６（品質）　［塗装工事］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品質	塗装工事			「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	1 塗装作業に当たり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。							
		□	□	2 ケレンを入念に実施していることが確認できる。							
		□	□	3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。							
		□	□	4 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。							
		□	□	5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。							
		□	□	6 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。							
		□	□	7 塗り残し、ながれ、しわ等がなく塗装されていることが確認できる。							
		□	□	8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保してることが確認できる。							
		□	□	9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。							
		□	□	10 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】　【判断基準】

□ 50%以下
□ 80%以下
□ 80%を超える
□ ばらつきで判断不可能

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１７（品質）　［トンネル工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	トンネル工事		□	1	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）						
			□	1	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）						
		□	□	1	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。						
		□	□	2	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。						
		□	□	3	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。						
		□	□	4	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。						
		□	□	5	吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		□	□	6	設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。						
		□	□	7	坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		□	□	8	計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。						
		□	□	9	金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。						
		□	□	10	吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。						
		□	□	11	吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。						
		□	□	12	ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		□	□	13	防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。						
		□	□	14	逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。						
		□	□	15	その他考査内容（理由：　　）						
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）		※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］						

【ばらつき】　【判断基準】

□ 50%以下
□ 80%以下
□ 80%を超える
□ ばらつきで判断不可能

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１８（品質）　［コンクリートブロック積工・コンクリート二次製品工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	ブロック積工・コンクリート二次製品工事 （排水施設は除く。）		□	1	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）						
			□	1	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）						
		□	□	1	使用材料の規格が品質証明書等で確認できる。						
		□	□	2	使用材料に破損がなく、適切に施工されている。						
		□	□	3	施工基面が凹凸なく平滑に仕上げられている。						
		□	□	4	法勾配、裏込材厚等の適切な管理のため、丁張を二重、三重に設けるなど、細心の注意を払っている。						
		□	□	5	裏込材、胴込めコンクリートの充填又は締固めが充分で空隙が生じていない。						
		□	□	6	末端部及び曲線部に間隙が生じた場合、半ブロックあるいはコンクリートを用いて適切に施工している。						
		□	□	7	製品の連結、又はかみ合わせが、適切に施工されている。						
		□	□	8	伸縮目地、水抜き孔等が設計図書どおり、適正に施工されている。						
		□	□	9	裏込礫が所定の厚さ、寸法で締固められ、状況が確認できる。						
		□	□	10	基礎礫が所定の厚さ、寸法で締固められ、状況が確認できる。						
		□	□	11	構造物周辺の埋戻し、締固め等の処理が適切に行われている。						
		□	□	12	その他考査内容（理由：　　）						
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）		※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］						

【ばらつき】　【判断基準】

□ 50%以下
□ 80%以下
□ 80%を超える
□ ばらつきで判断不可能

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号１９（品質）　［排水施設工事］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	排水施設工事		□	「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	1 使用材料の規格が品質証明書等で確認できる。							
		□	□	2 使用材料に破損がなく、適切に施工されている。							
		□	□	3 施工基面が凹凸なく平滑に仕上げられている。							
		□	□	4 暗渠工において目立った屈曲や沈下、クラックや変形がない。							
		□	□	5 暗渠工の施工において、施工状況、材料の延長等が記録で確認できる。							
		□	□	6 側溝工において、継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差がない。							
		□	□	7 横断工において、路面勾配に合わせなじみよく設置されている。							
		□	□	8 均しコンクリートが、沈下、滑動、不陸等が生じないよう所定の寸法どおり施工されている。							
		□	□	9 基礎礫が所定の厚さ、寸法で締め固められ、状況が確認できる。							
		□	□	10 構造物周辺の埋戻し、締固め等の処理が適切に行われている。							
		□	□	11 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ 【ばらつき】 □ 50%以下 □ 80%以下 □ 80%を超える □ ばらつきで判断不可能 【判断基準】 判断基準において、 a の場合（加減点 １５．０点増） a'の場合（加減点 １２．０点増） b の場合（加減点 ７．５点増） b'の場合（加減点 ４．０点増） c の場合（加減点なし） 評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。 ※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。							

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号２０（品質）　［植栽・公園工事］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	植栽・公園工事		□	「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
				【植栽工事】							
		□	□	1 活着が促されるよう管理していることが確認できる。							
		□	□	2 樹木などに損傷、はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。							
		□	□	3 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。							
		□	□	4 施工完了後、余剰枝の選定、整形、その他必要な手入れを行っていることが確認できる。							
		□	□	5 肥料が直接木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。							
		□	□	6 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。							
		□	□	7 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。							
		□	□	8 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。							
		□	□	9 その他考査内容（理由：　　）							
				【公園工事】							
		□	□	10 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。							
		□	□	11 材料、部材の品質及び形状が設計図書との適切性確認でき、証明書が整備されている。							
		□	□	12 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書との適切性確認でき、証明書が整備されている。							
		□	□	13 園路等の路盤工に関し、現場密度試験が適切に行われ、管理されている。							
		□	□	14 園路等の表層材料に関し、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。							
		□	□	15 平板、タイル舗装等の目ずれがなく、仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。							
		□	□	16 排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。							
		□	□	17 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され、良好な施工が伺える。							
		□	□	18 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ 【ばらつき】 □ 50%以下 □ 80%以下 □ 80%を超える □ ばらつきで判断不可能 【判断基準】 判断基準において、 a の場合（加減点 １５．０点増） a'の場合（加減点 １２．０点増） b の場合（加減点 ７．５点増） b'の場合（加減点 ４．０点増） c の場合（加減点なし） 評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。 ※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。							

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号２１（品質）　［防護柵（網）・標識・区画線等設置工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	防護柵(網) 標識・区画線 等設置工事			「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）							
			□	1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）							
			□	1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）							
				【防護柵(網)・標識工事】							
		□	□	1　防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。							
		□	□	2　防護柵等の床掘りの仕上り面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。							
		□	□	3　防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。							
		□	□	4　防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。							
		□	□	5　基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。							
		□	□	6　防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	7　ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書の定められた所定の張力を与えていることが確認できる。							
		□	□	8　ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。							
				【区画線工事】							
		□	□	9　ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が１０％以下であることが確認できる。							
		□	□	10　区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	11　区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	12　区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。							
		□	□	13　区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。							
		□	□	14　プライマーの施工にあたって、路面に均一に塗布していることが確認できる。							
		□	□	15　区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	16　その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※　評　定 評価値（％）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】
- □ 50%以下
- □ 80%以下
- □ 80%を超える
- □ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点　１５．０点増）
a'の場合（加減点　１２．０点増）
b の場合（加減点　７．５点増）
b'の場合（加減点　４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号２２（品質）　［電線共同溝工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	電線共同溝工事			「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）							
			□	1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）							
			□	1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）							
		□	□	1　指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。							
		□	□	2　管路の通過試験を行っており試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。							
		□	□	3　プラント出荷時（事前審査認定混合物を除く）、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。							
		□	□	4　特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸がないように仕上げていることが確認できる。							
		□	□	5　特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等がないよう敷設していることが確認できる。							
		□	□	6　埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	7　舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸がなく平坦性を確保していることが確認できる。							
		□	□	8　管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	9　管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。							
		□	□	10　その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※　評　定 評価値（％）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】
- □ 50%以下
- □ 80%以下
- □ 80%を超える
- □ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点　１５．０点増）
a'の場合（加減点　１２．０点増）
b の場合（加減点　７．５点増）
b'の場合（加減点　４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号２３（品質）　［小規模道路改良工事］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	小規模道路改良工事 （側溝整備） （歩道設置） （交差点改良）		□	「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）							
				【土工、法面工】							
		□	□	1 掘削に当たり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。							
		□	□	2 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。							
		□	□	3 構造物周辺の締固めを適正に行っていることが確認できる。							
		□	□	4 吹付け厚さが均等であることが確認できる。							
				【舗 装 工】							
		□	□	5 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	6 プラント出荷時（事前審査認定混合物を除く）、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。							
		□	□	7 舗装の平坦性が確保されているとともに、表面排水が良好である。							
		□	□	8 構造物への摺り合わせ、段差の解消等、利用者に配慮した施工が伺える。							
				【ブロック積み、コンクリート二次製品、排水施設工等】							
		□	□	9 使用材料の規格が品質証明書等で確認できる。							
		□	□	10 使用材料に破損がなく、適切に施工されている。							
		□	□	11 製品の連結、かみ合わせが適切に施工され、水密性等必要な機能が確保されている。							
		□	□	12 基礎礫、裏込礫が所定の厚さ、寸法で締固められ、状況が確認できる。							
				【道路附属施設工】							
		□	□	13 使用材料の規格が品質証明書等で確認できる。							
		□	□	14 施設の設置位置が適切であり、ボルトの締付け等、部材の取付状況が適切であることが確認できる。							
		□	□	15 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】　【判断基準】

□ 50%以下
□ 80%以下
□ 80%を超える
□ ばらつきで判断不可能

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点　１５．０点増）
a'の場合（加減点　１２．０点増）
b の場合（加減点　７．５点増）
b'の場合（加減点　４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号２４（品質）　［下水道工事］　（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	下水道工事		□	「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）							
		□	□	1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。							
		□	□	2 材料の品質規格証明書が整備されている。							
		□	□	3 管渠（管布設、矩形渠布設、推進、シールド）工において、出来形管理基準を満足しており、目立った屈曲や沈下がない。							
		□	□	4 管渠に影響を与えるクラックや変形がない。							
		□	□	5 管渠において、漏水箇所がない。							
		□	□	6 管渠止において、止水滑材や接着剤等のはみ出し等がない。							
		□	□	7 管渠継ぎ手部及びマンホール連結部の目地仕上げが良好である。							
		□	□	8 推進管の裏込め材料充填管理が適切に行われている。							
		□	□	9 マンホールにおいて、出来形管理基準を満足し、連結部には止水シール及び止水ゴムが適切に使用されている。							
		□	□	10 マンホールにおいて、各部材にクラック等がなく、漏水がない。							
		□	□	11 マンホールの足掛け金物の位置、方向が適切であり、鉄蓋設置においては、ガタツキがなく、仕上がり天端高も適切である。							
		□	□	12 インバートは、形状、勾配等が適切で、漏水がない。							
		□	□	13 桝の天端は周辺地盤になじんでおり、復旧仕上がりが良い。							
		□	□	14 桝の取付管は、理由のない屈曲や目立った沈下がない。							
		□	□	15 施設内に、土砂、モルタル、その他材料の断片等がなく、清掃されている。							
		□	□	16 掘削時の土留め方法や、推進時の推進方法による周辺地盤への影響が見られない。							
		□	□	17 埋戻において、締固めが適切な方法で施工されており、工事終了後の沈下が見られない。							
		□	□	18 舗装復旧において、その施工が仕様書の規定に従って実施されており、既設舗装との段差がなく、また、舗装切断跡が残っていない等、仕上がり状態が良い。							
		□	□	19 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】　【判断基準】

□ 50%以下
□ 80%以下
□ 80%を超える
□ ばらつきで判断不可能

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点　１５．０点増）
a'の場合（加減点　１２．０点増）
b の場合（加減点　７．５点増）
b'の場合（加減点　４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号２５（品質）　［港湾・漁港工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	港湾・漁港工事		□	「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
	(浚渫及び床掘)	□	□	1 濁り防止等環境保全に十分注意しているのが確認できる。							
		□	□	2 浮泥を巻き込まないように置換材を投入しているのが確認できる。							
	(地盤改良)	□	□	3 自動記録装置の性能が確認でき、それによって各杭が仕様書どおりに施工されていることが確認できる。							
		□	□	4 区域内を平均に載荷しているのが確認できる。							
	(マット)	□	□	5 破損なく適正にマットが施工されていることが確認できる。							
	(捨石及び均し)	□	□	6 捨石マウンドがゆるみがないように堅固に施工されているのが確認できる。							
		□	□	7 裏込施工中に既存構造物及び防砂目地板の破損に注意していること、また、破損していないことが確認できる。							
	(杭及び矢板)	□	□	8 杭及び矢板に破損や修理痕がないことが確認できる。							
		□	□	9 打ち止めの記録、施工管理方法が整理され、確認できる。							
	(控え工)	□	□	10 控え工の施工上の注意が守られている。							
	(ケーソン工)	□	□	11 ケーソンの進水、仮置き、曳航の施工上の注意が守られていることが確認できる。							
		□	□	12 ケーソンの据え付け及び中詰めの施工上の注意が守られていることが確認できる。							
	(コンクリートブロック)	□	□	13 コンクリートブロック据付け及び中詰めの施工上の注意が守られていることが確認できる。							
		□	□	14 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】　【判断基準】

□ 50%以下
□ 80%以下
□ 80%を超える
□ ばらつきで判断不可能

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号２６（品質）　［維持修繕工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	維持修繕工事		□	「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	考査内容（　　）							
		□	□	考査内容（　　）							
		□	□	考査内容（　　）							
		□	□	考査内容（　　）							
		□	□	考査内容（　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】　【判断基準】

□ 50%以下
□ 80%以下
□ 80%を超える
□ ばらつきで判断不可能

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

別紙第３号２７（品質）

建設工事成績評定考査項目別運用表
農村整備［ほ場整備工事］

（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	ほ場整備工事 ・整地工等 ・進入路工		□	「評価項目」 （ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d（加減点 １２．５点減）							
	・暗渠排水工 ・用水路工 ・排水路工		□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e（加減点 ２５．０点減）							
	・二次製品 Ｕ字溝・ ＢＦ・Ｌ型・ ボックスカルバート・ ブロック積	□	□	1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。							
		□	□	2 材料の品質証明書等が整備されている。							
		□	□	3 地区内の地表水を排除しドライの状態で施工している。							
		□	□	4 濁り等の防止に十分留意して施工している。							
		□	□	5 石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。							
		□	□	6 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。							
		□	□	7 進入路について、耕作に支障がないように施工されている。							
		□	□	8 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。							
		□	□	9 用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。							
		□	□	10 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。							
		□	□	11 用・排水路の法面のとおりがよい。							
		□	□	12 構造物側面の埋戻しについては、仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。							
		□	□	13 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。							
		□	□	14 二次製品との取付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工が伺える。							
		□	□	15 二次製品の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。							
		□	□	16 その他考査内容（理由： ）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝							

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

【ばらつき】
- □ 50%以下
- □ 80%以下
- □ 80%を超える
- □ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

別紙第３号２８（品質）

建設工事成績評定考査項目別運用表
農村整備［コンクリート構造物工事］

（評定者：検査員）

考査項目 細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	コンクリート構造物工事 ・トンネル ・水路		□	「評価項目」 （ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d（加減点 １２．５点減）							
	・頭首工 ・橋梁 ・用排水機場		□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。							
		□	□	2 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。							
		□	□	4 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。							
		□	□	5 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。							
		□	□	6 コンクリートの現場養生が仕様書の規定に従い適切に実施されている。							
		□	□	7 特殊コンクリートの施工にあたって施工条件を遵守し実施している。							
		□	□	8 モッコン跡、打継目等からの漏水等がない。							
		□	□	9 クラックの発生がない。							
		□	□	10 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。							
		□	□	11 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)							
		□	□	12 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。							
		□	□	13 コンクリートの打設前に、打継目処理を適切に行っていることが確認できる。							
		□	□	14 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。							
		□	□	15 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	16 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	17 その他考査内容（理由： ）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝							

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

【ばらつき】
- □ 50%以下
- □ 80%以下
- □ 80%を超える
- □ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

別紙第３号２９（品質）

建設工事成績評定考査項目別運用表
農村整備[暗渠排水工事]

（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	暗渠排水工事		□	「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	1 材料の品質、規格証明書が整備されている。							
		□	□	2 管路深さ、勾配が確保されている。							
		□	□	3 管底部の凹凸や蛇行がなく施工されていることが確認できる。							
		□	□	4 管路の接続が適切に行われている。							
		□	□	5 被覆材の敷き均しが均一に施工され、所定の断面が確保されていることが確認できる。							
		□	□	6 水甲部の接続が適切で排水口までの勾配が確保されている。							
		□	□	7 一次埋め戻しが適切に行われている。							
		□	□	8 表土が適切に埋め戻されており石礫の混入が見られない。							
		□	□	9 その他考査内容（理由： ）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ 【ばらつき】 □ 50%以下 □ 80%以下 □ 80%を超える □ ばらつきで判断不可能							

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

別紙第３号３０（品質）

建設工事成績評定考査項目別運用表
農村整備[管水路工事]

（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	管水路工事		□	「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。							
		□	□	2 材料の品質証明書等が整備されている。							
		□	□	3 中心線の通りがよい。							
		□	□	4 仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。							
		□	□	5 管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認できる。							
		□	□	6 地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。							
		□	□	7 管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。							
		□	□	8 コンクリート構造物にきめ細かな施工が伺える。							
		□	□	9 その他考査内容（理由： ）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ 【ばらつき】 □ 50%以下 □ 80%以下 □ 80%を超える □ ばらつきで判断不可能							

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点 １５．０点増）
a'の場合（加減点 １２．０点増）
b の場合（加減点 ７．５点増）
b'の場合（加減点 ４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号３１（品質）　　農村整備[フィルダム工事・ため池工事]　　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	フィルダム工事 ため池工事		□	「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。							
		□	□	2 材料の品質証明書等が整備されている。							
		□	□	3 基礎処理施工要領書及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。							
		□	□	4 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。							
		□	□	5 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。							
		□	□	6 気象条件を考慮した施工が確認できる。							
		□	□	7 鉄筋の組立、継手部、かぶりは工事図面に示されたとおりに施工している。							
		□	□	8 コンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。							
		□	□	9 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ 【ばらつき】 □ 50%以下 □ 80%以下 □ 80%を超える □ ばらつきで判断不可能 【判断基準】 評価値 / ばらつきで判断可能 50%以下 / 80%以下 / 80%超 / ばらつきで判断不可能 90%以上 / a / a' / b / b 75%以上90%未満 / a' / b / b' / b' 60%以上75%未満 / b / b' / c / c 60%未満 / b' / c / c / c 判断基準において、 a の場合（加減点 １５．０点増） a'の場合（加減点 １２．０点増） b の場合（加減点 ７．５点増） b'の場合（加減点 ４．０点増） c の場合（加減点なし） 評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。 ※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。							

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号３２（品質）　　農村整備[コンクリート二次製品水路工事]　　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	コンクリート二次製品水路工事（BF等付帯的なものを除く）		□	「評価項目」（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　d（加減点 １２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評 定 ・上記に該当すれば　e（加減点 ２５．０点減）							
		□	□	1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。							
		□	□	2 材料の品質証明書等が整備されている。							
		□	□	3 施工基面が平滑に仕上げられている。							
		□	□	4 法面のとおりがよい。							
		□	□	5 仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。							
		□	□	6 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。							
		□	□	7 コンクリート構造物にきめ細かな施工が伺える。							
		□	□	8 二次製品の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。							
		□	□	9 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ 【ばらつき】 □ 50%以下 □ 80%以下 □ 80%を超える □ ばらつきで判断不可能 【判断基準】 評価値 / ばらつきで判断可能 50%以下 / 80%以下 / 80%超 / ばらつきで判断不可能 90%以上 / a / a' / b / b 75%以上90%未満 / a' / b / b' / b' 60%以上75%未満 / b / b' / c / c 60%未満 / b' / c / c / c 判断基準において、 a の場合（加減点 １５．０点増） a'の場合（加減点 １２．０点増） b の場合（加減点 ７．５点増） b'の場合（加減点 ４．０点増） c の場合（加減点なし） 評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。 ※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。							

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号３３（品質）　　農村整備[水路補修工事]　　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	水路補修工事 ・目地補修工 ・断面修復工 ・表面被覆工 ・管更生工			「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）							
			☐	1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）							
			☐	1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）							
				【共通】							
		☐	☐	1　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。							
		☐	☐	2　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を実施していることが確認できる。							
		☐	☐	3　監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。							
		☐	☐	4　気象条件に応じた施工方法で施工されている。							
		☐	☐	5　部材の洗浄・下地処理が適切に行われている。							
		☐	☐	6　養生の期間・現場条件が適切になされていることが確認できる。							
		☐	☐	7　施工時の現場条件（ドライ施工等）が適切に行われてることが確認できる。							
		☐	☐	8　その他考査内容（理由：　　）							
				【開水路補修工】							
		☐	☐	9　補修材が当該既設構造物へしっかり密着（既定の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。							
		☐	☐	10　目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。							
				【管更生工】							
		☐	☐	11　規定の厚さで施工されていることが確認できる。							
		☐	☐	12　施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。							
		☐	☐	13　管更生材が当該既設構造物へしっかり密着（既定の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。							
		☐	☐	14　各種耐用試験結果（曲げ強度試験他）にクリアしていることが確認できる。							
		☐	☐	15　曲線部の施工では弛みがないことが確認できる。また、施工上、やむを得ず出来た弛みも適切な方法により対処したことが確認できる。							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※　評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】
- ☐ 50%以下
- ☐ 80%以下
- ☐ 80%を超える
- ☐ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点　１５．０点増）
a'の場合（加減点　１２．０点増）
b の場合（加減点　７．５点増）
b'の場合（加減点　４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号３４（品質）　　[木製(間伐材)簡易工作物工事]　　（評定者：検査員）

考査項目細別	工種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品 質	木製（間伐材）簡易工作物工事			「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照）							
			☐	1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　１２．５点減）							
			☐	1　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　２５．０点減）							
		☐	☐	1　工事で使用した間伐材の産地証明が適切に行われている。							
		☐	☐	2　木製構造物の各部材は、有害な腐れ、割れ等がないものが使用され、管理されている。							
		☐	☐	3　間伐材の組合せ、連結等が適切で、堅固に施工されている。							
		☐	☐	4　現地での加工及び組立は、機能を損なうことなく適切に行われている。							
		☐	☐	5　基礎杭は、通直な樹皮を剥いだ生木が使用されている。							
		☐	☐	6　基礎杭は、設計図書どおり正しい位置に打ち込まれ、状況が確認できる。							
		☐	☐	7　木製構造物の中詰土砂等は、適切に締め固められ、状況が確認できる。							
		☐	☐	8　防腐処理、燻煙処理を施した部材については、その品質が証明できる。							
		☐	☐	9　その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※　評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】
- ☐ 50%以下
- ☐ 80%以下
- ☐ 80%を超える
- ☐ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
a の場合（加減点　１５．０点増）
a'の場合（加減点　１２．０点増）
b の場合（加減点　７．５点増）
b'の場合（加減点　４．０点増）
c の場合（加減点なし）
評価対象項目が2項目以下の場合はｃ評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号３５（品質）　［機械設備工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工　種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品　質	機械設備工事		□	「評価項目」 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員または検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評　定 ・上記に該当する場合　d （加減点　１２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評　定 ・上記に該当する場合　e （加減点　２５．０点減）							
		□	□	1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。							
		□	□	2 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。							
		□	□	3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。							
		□	□	4 機器の性能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。							
		□	□	5 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理基準を整理し品質の確認ができる。							
		□	□	6 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理基準を整理し品質の確認ができる。							
		□	□	7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。							
		□	□	8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。							
		□	□	9 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設してることが確認できる。							
		□	□	10 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。							
		□	□	11 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめてることが確認できる。							
		□	□	12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。							
		□	□	13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。							
		□	□	14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。							
		□	□	15 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。							
		□	□	16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。							
		□	□	17 回転部や高温部等の危険個所に表示又は防護をしていることが確認できる。							
		□	□	18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を実施していることが確認できる。							
		□	□	19 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。							
		□	□	20 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上　a （加減点　１５．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　a' （加減点　１２．０点増） ・評価値が70%以上80%未満　b （加減点　７．５点増） ・評価値が60%以上70%未満　b' （加減点　４．０点増） ・評価値が60%未満　c （加減点　なし） なお、評価対象項目が2項目以下の場合は　c （加減点　なし）							

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号３６（品質）　［電気設備工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工　種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品　質	電気設備工事		□	「評価項目」 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員または検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評　定 ・上記に該当する場合　d （加減点　１２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評　定 ・上記に該当する場合　e （加減点　２５．０点減）							
		□	□	1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。							
		□	□	2 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。							
		□	□	4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。							
		□	□	5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないことが確認できる。							
		□	□	6 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	7 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。							
		□	□	8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。							
		□	□	10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。							
		□	□	11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。							
		□	□	12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。							
		□	□	13 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上　a （加減点　１５．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　a' （加減点　１２．０点増） ・評価値が70%以上80%未満　b （加減点　７．５点増） ・評価値が60%以上70%未満　b' （加減点　４．０点増） ・評価値が60%未満　c （加減点　なし） なお、評価対象項目が2項目以下の場合は　c （加減点　なし）							

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号３７（品質）　［通信設備工事・受変電設備工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工　種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品　質	通信設備工事 ・受変電設備工事		□	「評価項目」 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員または検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評　定 ・上記に該当する場合　d　（加減点　１２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評　定 ・上記に該当する場合　e　（加減点　２５．０点減）							
		□	□	1 設計図書に定められている品質管理を実施してることが確認できる。							
		□	□	2 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。							
		□	□	3 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	4 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		□	□	5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないことが確認できる。							
		□	□	6 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。							
		□	□	7 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備してることが確認できる。							
		□	□	8 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。							
		□	□	9 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。							
		□	□	10 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。							
		□	□	11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。							
		□	□	12 設備に構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。							
		□	□	13 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上　a　（加減点　１５．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　a'　（加減点　１２．０点増） ・評価値が70%以上80%未満　b　（加減点　７．５点増） ・評価値が60%以上70%未満　b'　（加減点　４．０点増） ・評価値が60%未満　c　（加減点　なし） なお、評価対象項目が2項目以下の場合は　c　（加減点　なし）							

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号３８（品質）　［上水道配管工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工　種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品　質	上水道配管工事		□	「評価項目」 1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員または検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評　定 ・上記に該当する場合　d　（加減点　１２．５点減）							
			□	1 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※ 評　定 ・上記に該当する場合　e　（加減点　２５．０点減）							
				【共通】							
		□	□	1 直管接合が標準仕様書等に基づき施工されていることが確認できる。							
		□	□	2 ライナが標準仕様書等に基づき施工されていることが確認できる。							
		□	□	3 異形管接合が標準仕様書等に基づき施工されていることが確認できる。							
		□	□	4 継輪接合が標準仕様書等に基づき施工されていることが確認できる。							
		□	□	5 接合部品が標準仕様書等に基づき施工されていることが確認できる。							
		□	□	6 管切断が標準仕様書等に基づき施工されていることが確認できる。							
		□	□	7 給水装置工事は、設計図書及び給水装置工事設計・施工指針を遵守し施工していることが確認できる。							
		□	□	8 ポリエチレンスリーブ被覆工及び分水部の外面防食が適切に実施されていることが確認できる。							
		□	□	9 管の明示(明示テープ・明示シート)の施工が適切に実施されていることが確認できる。							
		□	□	10 管番号と継手番号が、工事写真・完成管割図・チェックシートで確認できる。							
		□	□	11 使用機械、器具が標準仕様書等に基づき使用されていることが確認できる。							
		□	□	12 仮復旧及び本復旧の路盤及び表層・基層は、仕様書どおり施工され管理していることが確認できる。							
		□	□	13 埋戻しについて、仕様書どおり施工され管理されていることが確認できる。							
		□	□	14 その他考査内容（理由：　　）							
				【推進】							
		□	□	15 推進管の推進精度が確保されていることが確認できる。							
		□	□	16 配水管と推進管との空隙への充填材料・施工状況・充填度が適切であることが確認できる。							
		□	□	17 薬液注入工は改良範囲及び注入量が工事打合簿等により適切であることが確認できる。							
		□	□	18 立坑は設計図や仕様書に沿って施工されている。							
		□	□	19 その他考査内容（理由：　　）							
				【溶接・塗装・防凍】							
		□	□	20 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。							
		□	□	21 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。							
		□	□	22 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）							
		□	□	23 防凍工が設計図書に基づき行われていることが確認できる。							
		□	□	24 その他考査内容（理由：　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※ 評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ ・評価値が90%以上　a　（加減点　１５．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　a'　（加減点　１２．０点増） ・評価値が70%以上80%未満　b　（加減点　７．５点増） ・評価値が60%以上70%未満　b'　（加減点　４．０点増） ・評価値が60%未満　c　（加減点　なし） なお、評価対象項目が2項目以下の場合は　c　（加減点　なし）							

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号３９（品質）　［その他工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工　種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品　質	その他工事		☐	「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） １　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d　（加減点　１２．５点減）						
			☐	１　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e　（加減点　２５．０点減）						
				【工種①　　】							
		☐	☐	考査内容（　　）							
		☐	☐	考査内容（　　）							
		☐	☐	考査内容（　　）							
		☐	☐	考査内容（　　）							
		☐	☐	考査内容（　　）							
				【工種②　　】							
		☐	☐	考査内容（　　）							
		☐	☐	考査内容（　　）							
		☐	☐	考査内容（　　）							
		☐	☐	考査内容（　　）							
		☐	☐	考査内容（　　）							
		対象数（ア）（０）	評価数（イ）（０）	※　評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（０）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］						

【ばらつき】
- ☐ 50%以下
- ☐ 80%以下
- ☐ 80%を超える
- ☐ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
- a　の場合（加減点　１５．０点増）
- a'の場合（加減点　１２．０点増）
- b　の場合（加減点　　７．５点増）
- b'の場合（加減点　　４．０点増）
- c　の場合（加減点なし）

評価対象項目が2項目以下の場合はc評価。

※主たる工種の考査事項で考査し、最大考査項目は5項目とする。
※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号４０（品質）　［合併工事］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工　種	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 品　質	合併工事 (同等の複数の工種があり、主たる工種の判断ができない場合)		☐	「評価項目」　（ばらつきの判断は、「別紙第４号」参照） １　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員又は検査員が文書で指示を行い改善された。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d　（加減点　１２．５点減）							
			☐	１　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e　（加減点　２５．０点減）							
				主たる工種別に「別紙第３号５」から「別紙第３号３８」までの評定表を用い、それぞれの対象数及び評価数を合計し、評価値を算出して下記により評定を行う。							
				主たる工種　対象数（ア）　評価数（イ）　その他							
				①　別紙第３号　（０）　（０）							
				②　別紙第３号　（０）　（０）							
				③　別紙第３号　（０）　（０）							
				合計　（０）　（０）							
				※　評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（　）／（　）＝ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］							

【ばらつき】
- ☐ 50%以下
- ☐ 80%以下
- ☐ 80%を超える
- ☐ ばらつきで判断不可能

【判断基準】

評価値	ばらつきで判断可能 50%以下	ばらつきで判断可能 80%以下	ばらつきで判断可能 80%超	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

判断基準において、
- a　の場合（加減点　１５．０点増）
- a'の場合（加減点　１２．０点増）
- b　の場合（加減点　　７．５点増）
- b'の場合（加減点　　４．０点増）
- c　の場合（加減点なし）

評価対象項目が2項目以下の場合はc評価。

※試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、ばらつきで判断不可能の欄で評価する。

別表第１

別紙第３号４１（出来ばえ）

建設工事成績評定考査項目別運用表
［土木工事関連①］

（評定者：検査員）

考査項目細別	工　　種	対象工種	対象	評価	評定結果	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来ばえ	全工種共通	☐		☐	「共通評価項目」 1	工事工程上出来ばえ判定が不可である。 （中間検査等で、工事途中で出来ばえ判定ができない場合） ※ 評 定 ・上記に該当する場合			c（加減点 なし）
	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	☐	☐	☐	「工種別評価項目」 1	コンクリート構造物の表面状態が良い。		※ 評 定 評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			☐	☐	2	コンクリート構造物の通りが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			☐	☐	3	天端及び端部の仕上げが良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし）
			☐	☐	4	クラックがない。		該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			☐	☐	5	漏水がない。			
			☐	☐	6	全体的な美観が良い。			
			☐	☐	7	その他考査内容（　　）			
	土工事 （盛土、築堤等）	☐	☐	☐	1	仕上げが良い。		※ 評 定 評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			☐	☐	2	通りが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			☐	☐	3	天端及び端部の仕上げが良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし）
			☐	☐	4	構造物のすりつけ等が良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			☐	☐	5	全体的な美観が良い。			
			☐	☐	6	その他考査内容（　　）			
	切土工事	☐	☐	☐	1	規定された勾配が確保されている。		※ 評 定 評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			☐	☐	2	切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			☐	☐	3	法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。		評価数／対象数が60%未満 該当項目が２項目以下	c（加減点 なし） d（加減点 5.0減）
			☐	☐	4	滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。			
			☐	☐	5	関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。			
			☐	☐	6	全体的な美観が良い。			
			☐	☐	7	その他考査内容（　　）			
	護岸・根固・水制工事	☐	☐	☐	1	通りが良い。		※ 評 定 評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			☐	☐	2	材料のかみ合わせがよく、クラックがない。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			☐	☐	3	天端及び端部の仕上げが良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし）
			☐	☐	4	既設構造物とのすりつけが良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			☐	☐	5	全体的な美観が良い。			
			☐	☐	6	その他考査内容（　　）			

別表第１

別紙第３号４２（出来ばえ）

建設工事成績評定考査項目別運用表
［土木工事関連②］

（評定者：検査員）

考査項目細別	工　　種	対象工種	対象	評価	評定結果	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来ばえ	鋼橋工事	☐	☐	☐	1	表面に補修箇所がない。		※ 評 定 評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			☐	☐	2	部材表面に傷又は錆がない。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			☐	☐	3	溶接に均一性がある。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし）
			☐	☐	4	塗装に均一性がある。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			☐	☐	5	全体的な美観が良い。			
			☐	☐	6	その他考査内容（　　）			
	地すべり防止工事	☐	☐	☐	1	地山との取り合いが良い。		※ 評 定 評価数／対象数が70%以上	a（加減点 5.0増）
			☐	☐	2	天端及び端部の仕上げが良い。		評価数／対象数が50%以上70%未満	b（加減点 2.5増）
			☐	☐	3	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		評価数／対象数が50%未満	c（加減点 なし）
			☐	☐	4	全体的な美観が良い。		該当項目なし	d（加減点 5.0減）
			☐	☐	5	その他考査内容（　　）			
	舗装工事	☐	☐	☐	1	舗装の平坦性が良い。		※ 評 定 評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			☐	☐	2	構造物の通りが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			☐	☐	3	端部処理が良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし）
			☐	☐	4	構造物へのすりつけ等が良い。		該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			☐	☐	5	雨水処理が良い。			
			☐	☐	6	全体的な美観が良い。			
			☐	☐	7	その他考査内容（　　）			
	法面工事	☐	☐	☐	1	通りが良い。		※ 評 定 評価数／対象数が70%以上	a（加減点 5.0増）
			☐	☐	2	植生、吹付等の状態が均一である。		評価数／対象数が50%以上70%未満	b（加減点 2.5増）
			☐	☐	3	端部処理が良い。		評価数／対象数が50%未満	c（加減点 なし）
			☐	☐	4	全体的な美観が良い。		該当項目なし	d（加減点 5.0減）
			☐	☐	5	その他考査内容（　　）			
	基礎工工事 （地盤改良等を含む。）	☐	☐	☐	1	土工関係の仕上げが良い。		※ 評 定 評価数／対象数が70%以上	a（加減点 5.0増）
			☐	☐	2	通りが良い。		評価数／対象数が50%以上70%未満	b（加減点 2.5増）
			☐	☐	3	天端及び端部の仕上げが良い。		評価数／対象数が50%未満	c（加減点 なし）
			☐	☐	4	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		該当項目なし	d（加減点 5.0減）
			☐	☐	5	その他考査内容（　　）			
			☐	☐		※地盤改良はｃ評価とする。			
	コンクリート橋 上部工事	☐	☐	☐	1	コンクリート構造物の表面状態が良い。		※ 評 定 評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			☐	☐	2	コンクリート構造物の通りが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			☐	☐	3	天端及び端部の仕上げが良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし）
			☐	☐	4	支承部の仕上げが良い。		該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			☐	☐	5	クラックがない。			
			☐	☐	6	全体的な美観が良い。			
			☐	☐	7	その他考査内容（　　）			

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号４３（出来ばえ）　［土木工事関連③］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工　種	対象工種	対象	評価	評定結果	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来ばえ	塗装工事 （工場塗装を除く。）	□	□	□	1	塗装の均一性が良い。		※ 評 定	
			□	□	2	細部まできめ細かな施工がされている。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	補修箇所がない。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	ケレンの施工状況が良好である。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	全体的な美観が良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	その他考査内容（　　）			
	植栽・公園工事	□	□	□	1	樹木の活着状況が良い。		※ 評 定	
			□	□	2	支柱の取付けがきめ細かく施工されている。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	支柱の取付けが堅固である。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	施設構造物の肌、通り、収まり等仕上げが良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	園路等の舗装の平坦性が良い。		該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	全体的な美観が良い。			
			□	□	7	その他考査内容（　　）			
	標識・照明灯工事	□	□	□	1	設置位置に配慮がある。		※ 評 定	
			□	□	2	標識及び照明灯の向き並びに角度及び支柱の通りが良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	標識板、支柱に変色がない。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	支柱基礎が入念に埋め戻されている。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	全体的な美観が良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	その他考査内容（　　）			
	区画線工事	□	□	□	1	塗料の塗布が均一である。		※ 評 定	
			□	□	2	視認性が良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	接着状態が良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	施工時の清掃が入念に実施されている。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	全体的な美観が良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	その他考査内容（　　）			
	防護柵（網）工事	□	□	□	1	通りが良い。		※ 評 定	
			□	□	2	端部処理が良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	部材表面に傷又は錆がない。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	既設構造物とのすりつけが良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	きめ細やかに施工されている。		該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	全体的な美観が良い。			
			□	□	7	その他考査内容（　　）			

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号４４（出来ばえ）　［土木工事関連④］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工　種	対象工種	対象	評価	評定結果	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来ばえ	小規模道路改良工事 （側溝整備） （歩道設置） （交差点改良）	□	□	□	1	通りが良い。		※ 評 定	
			□	□	2	端部処理が良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	既設構造物等とのすりつけが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	きめ細やかに施工されている。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	全体的な美観が良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	その他考査内容（　　）			
	下水道工事	□	□	□	1	管渠及び構造物の通りが良い。		※ 評 定	
			□	□	2	漏水がない。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	埋め戻し及び路面復旧状態が良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	全体的な美観が良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	その他考査内容（　　）			
	港湾及び漁港工事 （浚渫を含む。）	□	□	□	1	通りが良い。		※ 評 定	
			□	□	2	構造物の表面及び端部の仕上がりが良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	浚渫土等は、適切に処理されている。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	全体的な美観が良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	その他考査内容（　　）			
	維持修繕工事	□	□	□	1	小構造物にも注意が払われている。		※ 評 定	
			□	□	2	きめ細やかに施工されている。		評価数／対象数が70%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	既設構造物とのすりつけが良い。		評価数／対象数が50%以上70%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	全体的な美観が良い。		評価数／対象数が50%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	その他考査内容（　　）		該当項目なし	d（加減点 5.0減）
	電線共同溝工事	□	□	□	1	歩道及び車道の舗装（仮舗装復旧含む）の勾配が適切で、有害な段差がなく平坦性が確保されている。		※ 評 定	
								評価数／対象数が70%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	2	プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。		評価数／対象数が50%以上70%未満	b（加減点 2.5増）
								評価数／対象数が50%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	3	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		該当項目なし	d（加減点 5.0減）
			□	□	4	全体的な美観が良い。			
			□	□	5	その他考査内容（　　）			

別表第１

別紙第３号４５（出来ばえ）

建設工事成績評定考査項目別運用表

［土木工事関連⑤］

（評定者：検査員）

考査項目細別	工　　種	対象工種	対象	評価	評定結果	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来ばえ	木製（間伐材） 簡易工作物工事	□	□	□	1	通りが良い。		※ 評 定	
			□	□	2	施工上の損傷、補修痕跡がない。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	埋戻し土の仕上りが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	既設構造物や地山とのすりつけが良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	きめ細やかに施工されている。		該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	全体的な美観が良い。			
			□	□	7	その他考査内容（　　）			
	機械設備工事	□	□	□	1	主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。		※ 評 定	
			□	□	2	きめ細やかに施工されている。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	全体的な美観が良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	その他考査内容（　　）			
	電気設備工事 その他類似工事	□	□	□	1	きめ細やかに施工されている。		※ 評 定	
			□	□	2	公共物としての安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
								評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	3	動作状態において、電気的及び機械的な異常がなく、総合的な機能及び運用性が良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
								該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	4	ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。			
			□	□	5	操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			
			□	□	6	全体的な美観が良い。			
			□	□	7	その他考査内容（　　）			
	通信設備工事 受変電設備工事 その他類似工事	□	□	□	1	主設備、関連設備等がきめ細やかに施工されている。		※ 評 定	
			□	□	2	公共物としての安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
								評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	3	動作状態において、電気的及び機械的な異常がなく、総合的な機能及び運用性が良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
								該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	4	当該設備及び関連設備が全体的に強調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。			
			□	□	5	操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			
			□	□	6	全体的な美観が良い。			
			□	□	7	その他考査内容（　　）			
	その他工事及び合併工事	□	□	□	1	考査内容（　　）		※ 評 定	
			□	□	2	考査内容（　　）		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	考査内容（　　）		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	考査内容（　　）		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	考査内容（　　）		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
						※類似工事の評価項目を参考にし、最大評価項目は５項目とする。			

別表第１

別紙第３号４６（出来ばえ）

建設工事成績評定考査項目別運用表

［農村整備工事関連①］

（評定者：検査員）

考査項目細別	工　　種	対象工種	対象	評価	評定結果	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来ばえ	全工種共通	□		□	「共通評価項目」				
					1	工事工程上出来ばえ判定が不可である。 （中間検査等で工事途中で出来ばえ判定ができない場合） ※ 評 定 ・上記に該当する場合			c（加減点 なし）
	ほ場整備工事	□	□	□	「工種別評価項目」			※ 評 定	
			□	□	1	均平度が良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	2	土工の仕上げが良い。		評価数／対象数が50%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	3	土工の通りが良い。		評価数／対象数が50%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	4	土工の構造物等へのすりつけが良い。		該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	5	用・排水路の通りが良い。			
			□	□	6	コンクリート構造物の通りが良い。			
			□	□	7	全体的な美観が良い。			
			□	□	8	その他考査内容（　　）			
	コンクリート構造物工事 ・トンネル・水路工 ・頭首工・橋梁工 ・用排水機場	□	□	□	1	コンクリートの表面状態が良い。		※ 評 定	
			□	□	2	コンクリート面の通りが良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	天端及び端部の仕上げが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	有害なクラックがない。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	全体的な美観が良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	その他考査内容（　　）			
	暗渠排水工事	□	□	□	1	排水口部が入念に施工されている。		※ 評 定	
			□	□	2	付帯構造物（水閘等）の仕上げが良く、通りも良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	埋戻しが入念に施工され、凹凸がなく仕上りが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	畦畔及び溝畔の復旧が適切に施工されている。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	その他考査内容（　　）			
	管水路工事	□	□	□	1	管の通りが良い。		※ 評 定	
			□	□	2	付帯コンクリート構造物の表面状態が良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	付帯コンクリート構造物の通りが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	付帯コンクリート構造物にクラックがない。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	全体的な美観が良い。		該当項目が１項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	その他考査内容（　　）			

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第３号４７（出来ばえ）　［農村整備工事関連②及び上水道］　（評定者：検査員）

考査項目細別	工　　種	対象工種	対象	評価	評定結果	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３ 出来形及び出来ばえ Ⅰ 出来ばえ	「工種別評価項目」								
	フィルダム工事 ため池工事	□	□	□	1	土工の仕上げが良い。		※ 評 定	
			□	□	2	土工の通りが良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	土工の構造物等へのすりつけが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	吹付（植生、コンクリート等）の状態が均一である。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	コンクリート構造物の表面状態が良い。		該当項目が５項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	コンクリート構造物の通りが良い。			
			□	□	7	天端及び端部の仕上げが良い。			
			□	□	8	付帯コンクリート構造物にクラックがない。			
			□	□	9	漏水がない。			
			□	□	10	施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等）			
			□	□	11	全体的な美観が良い。			
			□	□	12	その他考査内容（　　）			
	コンクリート二次製品水路工事 （BF等付帯的なものを除く）	□	□	□	1	土工の仕上げが良い。		※ 評 定	
			□	□	2	土工の通りが良い。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	土工の構造物等へのすりつけが良い。		評価数／対象数が50%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	コンクリート構造物の通りが良い。		評価数／対象数が50%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	天端及び端部の仕上げが良い。		該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等）			
			□	□	7	全体的な美観が良い。			
			□	□	8	その他考査内容（　　）			
	水路補修工事 ・目地補修工 ・断面修復工 ・表面被覆工 ・管更生工	□	□	□	1	小構造物等にも注意が払われている。		※ 評 定	
			□	□	2	きめ細やかに施工されている。		評価数／対象数が70%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	既設設備等とのすりつけが良い。		評価数／対象数が50%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	全体的な美観が良い。		評価数／対象数が50%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	その他考査内容（　　）		該当項目なし	d（加減点 5.0減）
	上水道配管工事	□	□	□	1	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		※ 評 定	
			□	□	2	弁室内の管の布設・接合の出来ばえが良好であることが確認できる。		評価数／対象数が80%以上	a（加減点 5.0増）
			□	□	3	構造物(弁室・栓室等)の仕上げが良い。		評価数／対象数が60%以上80%未満	b（加減点 2.5増）
			□	□	4	弁筐・弁室・栓室等とのスピンドルの位置・高さ合わせが良い。		評価数／対象数が60%未満	c（加減点 なし ）
			□	□	5	路面復旧において、既設構造物及び既設路面等との取り合いが良い。		該当項目が２項目以下	d（加減点 5.0減）
			□	□	6	路面復旧の平坦性・全体的な美観が良い。			
			□	□	7	止水栓・メーター・逆止弁等の設置において、ねじれ等が生じていない。			
			□	□	8	宅地部の復旧は適切であり、周囲の地盤とのなじみも良く、美観が良い。			
			□	□	9	部材表面に補修箇所、傷及び錆がなく、全体的な美観が良好であることが確認できる。(水管橋・添架)			
			□	□	10	溶接・塗装の均一性が良好であることが確認できる。			
			□	□	11	その他考査内容（理由：　　）			

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表一覧

４　記入方法及び留意事項

番号	項目
別紙第４号	出来形のばらつきの考え方
別紙第４号	多工種複合工事の取扱い
別紙第４号	コンクリート構造物のクラックについて
別紙第４号	その他留意事項

５　施工プロセスチェックリスト

番号	考査項目	細別
別紙第５号１	１　施工体制	Ⅰ　施工体制一般
別紙第５号２	〃	Ⅰ　施工体制一般、Ⅱ　配置技術者
別紙第５号３	〃	Ⅱ　配置技術者
別紙第５号３	２　施工状況	Ⅰ　施工管理、Ⅱ　工程管理
別紙第５号４	〃	Ⅲ　安全対策、Ⅳ　対外関係

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第４号

【記入方法及び留意事項】

１　出来形のばらつきの考え方

①　［管理図の場合］

（上限値・下限値がある場合）

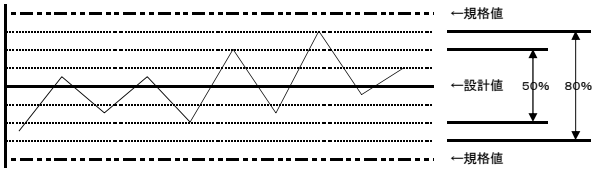

（下限値のみの場合）

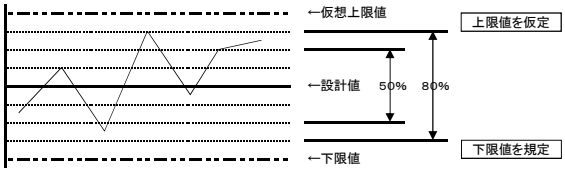

※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様に上限値があるものと仮定してばらつきの%を考慮する。

②　［度数表又はヒストグラムの場合］

（ばらつきが少ない）

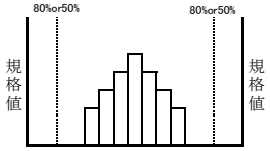

（ばらついている）

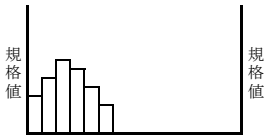

（ばらつきが大きい）

③　［ＩＣＴ活用技術の場合］

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断

（ばらつきが50%以下と判断できる例）

天端データ総数	1000
法面データ総数	1700

天端のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1000
	規格値の±50%以内のデータ数	997
法面のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1700
	規格値の±50%以内のデータ数	1360

２　多工種複合工事の取扱い

(1)　主たる工種で評定する。

(2)　コンクリート橋については、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

(3)　評定は、「合併工事」欄を活用する。

３　コンクリート構造物のクラックについて

(1)　クラックが発生した構造物では「進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者の意見を聞くなどして、適切な処置をしている」等が見られたら、他の工事と同様に、評価値やばらつきにより評価を行うものとする。

(2)　「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理の場合は状況に応じて、［ ｄ ］又は［ ｅ ］評価とする。

４　その他

(1)　「施工プロセス」チェックリストを活用して評価を行うこと。

(2)　「４．工事特性」「５．創意工夫」「６．社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第５号１

部課等名：

監督員名：

施工プロセスチェックリスト

１．工 事 名：　　２．工事場所：

３．受注者名：　　４．工　　期：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
②［該当項目］欄では、該当となる項目に✓印を記入し、該当外の項目は空欄とする。
③［チェック欄］では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がＯＫであれば、□印に✓マークを、ＯＫでなければ×マークを記入して備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
④［建設業法等に定めのある事項］欄が✓印の項目の確認結果に不備がある場合は、建設業法等違反となる可能性があるので、不備が確認された段階で必要な措置を行う。
　ただし、主任技術者（監理技術者）専任の確認については、２回目の不在が確認された段階で必要な措置を行うこととする。
⑤［確認内容］欄の（チェックの時期・回数）における「施工時の変更時」とは、下請業者の変更等による体制の変更時であり、契約変更時ではない。

考査項目	細別	確認項目	確認内容（チェックの時期及び回数）	該当項目	チェック欄 着手前	施工時					完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）	建設業法等に定めのある事項
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○契約工程表	・契約締結の７日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○品質証明	・品質証明員の資格（身分及び経歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。（契約後、変更後）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。（検査の前等）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。（品質証明実施時）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工時１回程度）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示してある。（施工時１回程度）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工時適宜）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○請負代金額内訳書	・契約締結後７日以内に、所定の様式で提出した。（契約後、変更後）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			✓
			・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。（施工時の当初、変更時）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			✓

別表第１

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第５号２

考査項目	細別	確認項目	確認内容（チェックの時期及び回数）	該当項目	チェック欄 着手前	施工時					完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）	建設業法等に定めのある事項
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図（続き）	・施工体制台帳及び再下請負通知書の「健康保険等加入状況」欄に、加入状況について記載している。（施工時の当初、台帳提出時）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			✓
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工　１回／月程度）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			✓
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			✓
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			✓
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。（施工時１回程度）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
	Ⅱ 配置技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（施工　１回／月程度）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。（施工時適宜）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			✓
		○作業主任者の専任	・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○監理技術者（主任技術者）の専任制	・資格証の内容を確認した。（着手前）		(/) □								✓
			・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（着手前）		(/) □								✓
			・現場に常駐していた。（施工　１回／月程度）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		✓
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工時、打合せ時）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			✓
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○現場技術者（現場代理人、監理技術者等）	・監督員との対応が適切である。（施工時適宜）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○下請負者の把握	・下請負者が天童市の建設工事競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			

別表第１

別紙第５号３

建設工事成績評定考査項目別運用表

考査項目	細別	確認項目	確認内容（チェックの時期及び回数）	該当項目	チェック欄 着手前	施工時					完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）	建設業法等に定めのある事項
２施工状況	Ⅰ施工管理	○設計図書の照査等	・契約約款第19条第１項第１号から第５項に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前／施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前／施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□		
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち提出した。（着手前、変更時）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・記載内容と現場施工方法が一致している。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
		○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形、品質管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・品質管理のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
		・現場環境改善等	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・段階確認の確認時期が、適切である。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
		○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。（着手事）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
		○支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し監督職員に提示した。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時　１回程度）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			

別表第１

別紙第５号４

建設工事成績評定考査項目別運用表

考査項目	細別	確認項目	確認内容（チェックの時期及び回数）	該当項目	チェック欄 着手前	施工時					完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）	建設業法等に定めのある事項
２施工状況	Ⅱ工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
	Ⅲ安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時１回／月程度）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・安全教育・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・安全巡視・ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録がある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時１回／月程度）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・重機械操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・足場や支保工の組立完領事や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ、関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）			(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
	Ⅳ対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の各関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対策を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）		(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□	(／)□			

別表第２

簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表一覧

１　監督員

番号	考査項目	細別	工種	必須・選択	評価シート	評定結果
別紙第１号１	１　施工体制	Ⅰ　施工体制一般	全工種	必須		
別紙第１号２	〃	Ⅱ　配置技術者	〃	〃		
別紙第１号３	２　施工状況	Ⅰ　施工管理	〃	〃		
別紙第１号４	〃	Ⅱ　工程管理	〃	〃		
別紙第１号５	〃	Ⅲ　安全対策	〃	〃		
別紙第１号６	〃	Ⅳ　対外関係	〃	〃		

２　総括監督員

番号	考査項目	細別	工種	必須・選択	評価シート	評定結果
別紙第２号１	２　施工状況	Ⅱ　工程管理	全工種	必須		
別紙第２号２	〃	Ⅲ　安全対策	〃	〃		
別紙第２号４	６　社会性等	Ⅰ　地域への貢献等	〃	必須		

別表第２

簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号１（施工体制一般）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 適切である	~~b~~ ほぼ適切である	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや不適切である	~~e~~ 不適切である
１　施工体制	Ⅰ　施工体制一般		☐	「評価項目」 1　施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　d（加減点　５．０点減）					
			☐	2　施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※　評　定 ・上記に該当すれば　e（加減点　１０．０点減）					
		☑	☐	1　施工体制一般について指示事項がない。					
		☑	☐	2　施工計画書を、工事着手前に提出している。					
		☐	☐	3　作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。＜下請がある場合＞					
		☐	☐	4　品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ＜品質証明員を指定した場合＞					
		☐	☐	5　元請が下請の作業成果を検査している。＜下請がある場合＞					
		☑	☐	6　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。					
		☐	☐	7　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。＜災害、事故等が発生した場合＞					
		☑	☐	8　現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。					
		☐	☐	9　工場製作期間における技術者を適切に配置している。＜工場製作期間がある場合＞					
		☐	☐	10　機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ＜該当する場合＞					
		☐	☐	11　その他考査内容（理由：　　）					
				必須項目 選択項目 省略項目					
		対象数（ア）（４）	評価数（イ）（０）	※　評　定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（４）＝ ・評価値が90%以上　a（加減点　１．０点増） ・評価値が80%以上90%未満　b（加減点　０．５点増） ・評価値が80%未満　c（加減点　なし） なお、評価対象項目が２項目以下の場合は　c（加減点　なし）					

別表第２

簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号２（配置技術者）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 適切である	~~b~~ ほぼ適切である	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや不適切である	~~e~~ 不適切である
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者（現場代理人等）			「評価項目」					
			□	1 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記の該当すれば				d（加減点 ５．０点減）	
			□	2 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記の該当すれば				e（加減点 １０．０点減）	
				【全体を評価する項目】					
		☑	□	1 配置技術者について指示事項がない。					
		□	□	2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。＜該当がある場合＞					
				【現場代理人を評価する項目】					
		☑	□	3 現場代理人が、工事全体を把握している。					
		☑	□	4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。					
		☑	□	5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。					
				【監理（主任）技術者を評価する項目】					
		☑	□	6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。					
		☑	□	7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。					
		☑	□	8 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。					
		□	□	9 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。＜下請がある場合＞					
		☑	□	10 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。					
		□	□	11 その他考査内容（理由：　　）					
				必須項目 選択項目 省略項目					
		対象数（ア）（８）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（８）＝ ・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が80%未満 なお、評価対象項目が２項目以下の場合は				a（加減点 ３．０点増） b（加減点 １．５点増） c（加減点 なし） c（加減点 なし）	

別表第２

簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号３（施工管理）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 適切である	~~b~~ ほぼ適切である	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや不適切である	~~e~~ 不適切である
2 施工状況	Ⅰ 施工管理			「評価項目」					
			□	1 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記の該当すれば				d（加減点 ５．０点減）	
			□	2 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記の該当すれば				e（加減点 １０．０点減）	
		☑	□	1 施工管理についての指示事項がない。					
		☑	□	2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。					
		☑	□	3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。					
		☑	□	4 工事材料の品質に影響がないよう保管している。					
		□	□	5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。＜出来形管理がある場合＞					
		□	□	6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。＜品質形管理がある場合＞					
		☑	□	7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。					
		□	□	8 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。＜指定材料がある場合＞					
		☑	□	9 工事打合せ簿を、不足なく整理している。					
		□	□	10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。＜建設副産物が発生する場合＞					
		□	□	11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。＜指定建設機械がある場合＞					
		□	□	12 その他考査内容（理由：　　）					
				必須項目 選択項目 省略項目					
		対象数（ア）（６）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（６）＝ ・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が80%未満 なお、評価対象項目が２項目以下の場合は				a（加減点 ４．０点増） b（加減点 ２．０点増） c（加減点 なし） c（加減点 なし）	

別表第２

簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号４（工程管理）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 工程管理が適切である	~~b~~ 工程管理がほぼ適切である	~~c~~ 他の事項に該当しない	~~d~~ 工程管理がやや不備である	~~e~~ 工程管理が不備である
２ 施工状況	Ⅱ 工程管理			「評価項目」					
			□	1	工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記の該当すれば			d（加減点 ５．０点減）	
			□	2	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記の該当すれば			e（加減点 １０．０点減）	
		☑	□	1	工程管理について指示事項がない。				
		☑	□	2	工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。				
		☑	□	3	実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。				
		□	□	4	現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。＜現場条件の変更や地元調整を要した場合＞				
		□	□	5	時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ＜特記仕様書に制約等について記載した場合＞				
		☑	□	6	工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。				
		☑	□	7	適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。				
		□	□	8	休日の確保を行っている。				
		☑	□	9	計画工程以外の時間外作業がほとんどない。				
		□	□	10	その他考査内容（理由：　　）				
				必須項目 選択項目 省略項目					
		対象数（ア）（６）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（６）＝					
				・評価値が90%以上				a（加減点 ４．０点増）	
				・評価値が80%以上90%未満				b（加減点 ２．０点増）	
				・評価値が80%未満				c（加減点 なし）	
				なお、評価対象項目が２項目以下の場合は				c（加減点 なし）	

別表第２

簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号５（安全対策）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 安全対策を適切に行った	~~b~~ 安全対策をほぼ適切に行った	~~c~~ 他の事項に該当しない	~~d~~ 安全対策がやや不備である	~~e~~ 安全対策が不備である
２ 施工状況	Ⅲ 安全対策			「評価項目」					
			□	1	安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記の該当すれば			d（加減点 ５．０点減）	
			□	2	安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記の該当すれば			e（加減点 １０．０点減）	
		☑	□	1	安全対策について指示事項がない。				
		□	□	2	災害防止協議会等を１回／月以上行っている。＜下請がある場合＞				
		☑	□	3	安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。				
		☑	□	4	新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。				
		☑	□	5	工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。				
		□	□	6	過積載防止に取り組んでいる。＜資材等の搬入・搬出がある場合＞				
		□	□	7	仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。＜仮設工がある場合＞				
		☑	□	8	保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。				
		□	□	9	地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。＜該当がある場合＞				
		□	□	10	その他考査内容（理由：　　）				
				必須項目 選択項目 省略項目					
		対象数（ア）（５）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（%）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（５）＝					
				・評価値が90%以上				a（加減点 ５．０点増）	
				・評価値が80%以上90%未満				b（加減点 ２．５点増）	
				・評価値が80%未満				c（加減点 なし）	
				なお、評価対象項目が２項目以下の場合は				c（加減点 なし）	

別表第２

簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第１号６（対外関係）　［全工種］　（評定者：監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a	b	c	d	e
					対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備である	対外関係が不備である
２ 施工状況	Ⅳ 対外関係			「評価項目」					
			☐	１ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※ 評 定 ・上記の該当すれば				d（加減点 ２．５点減）	
			☐	２ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評 定 ・上記の該当すれば				e（加減点 ５．０点減）	
		☑	☐	１ 対外関係について指示事項がない。					
		☐	☐	２ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。＜関係機関との折衝等が必要な場合＞					
		☐	☐	３ 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。＜地元調整が必要な場合＞					
		☑	☐	４ 第三者からの苦情がない。もしくは、、苦情に対して適切な対応を行っている。					
		☐	☐	５ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。＜隣接工事等がある場合＞					
		☑	☐	６ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。					
		☐	☐	７ その他考査内容（理由：　　）					
				必須項目 選択項目 省略項目					
		対象数（ア）（３）	評価数（イ）（０）	※ 評 定 評価値（％）＝評価数（イ）／対象数（ア）＝（０）／（３）＝ ・評価値が90％以上 ・評価値が80％以上90％未満 ・評価値が80％未満 なお、評価対象項目が２項目以下の場合は				a（加減点 ２．０点増） b（加減点 １．０点増） c（加減点 なし） c（加減点 なし）	

別表第２

簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第２号１（工程管理）　［全工種］　（評定者：総括監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	a	b	c	d	e
					優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
２ 施工状況	Ⅱ 工程管理			「評価項目」					
		☐	☐	１ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。＜隣接工事等がある場合＞					
		☑	☐	２ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。					
		☑	☐	３ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。					
		☑	☐	４ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。					
		☐	☐	５ 現場閉所による週休２日（４週８休以上）を行った。					
		☐	☐	６ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ＜災害復旧工事等で工期的制約があった場合＞					
		☐	☐	７ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ＜工事箇所が広範囲に点在している場合＞					
		☐	☐	８ その他考査内容（理由：　　）					
	必須項目 選択項目 省略項目	対象数（ア）（３）	評価数（イ）（０）	●評価点 点					
				●判断基準 **上記該当項目を総合的に判断して、2点(a)、1点(b)、0点(c)、-7.5点(d)、-15点(e)で評価する。** ※総括監督員は、監督員の意見を参考に工事全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 （工事施工過程における日々の対応の評価は監督員が実施） ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 （例えば、レ点が１つであっても、その内容が特に評価に値する場合は2点(a)評価も可） ※監督員の「工程管理」において-5点(d)又は-10点(e)評価があった場合、-7.5点(d)評価以下として「その他」に理由を記載すること。					

別表第２

簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第２号２（安全対策）　［全工種］　（評定者：総括監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~b~~ やや優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない	~~d~~ やや劣っている	~~e~~ 劣っている
2 施工状況	Ⅲ 安全対策			「評価項目」					
		☑	☐	1	建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。				
		☑	☐	2	安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。				
		☑	☐	3	安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。				
		☑	☐	4	安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。				
		☐	☐	5	安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。＜隣接工事等がある場合＞				
		☑	☐	6	安全対策に係る取り組みが地域から評価された。				
		☐	☐	7	その他考査内容（理由：　　）				

必須項目	対象数	評価数
選択項目	（ア）	（イ）
省略項目	（５）	（０）

●評価点

　　点

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、3点(a)、1.5点(b)、0点(c)、-7.5点(d)、-15点(e)で評価する。

※総括監督員は、監督員の意見を参考に工事全体を視野に入れた総括的な評価を行う。

（工事施工過程における日々の対応の評価は監督員が実施）

※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。

（例えば、レ点が１つであっても、その内容が特に評価に値する場合は3点(a)評価も可）

※監督員の「安全対策」において-5点(d)又は-10点(e)評価があった場合、-7.5点(d)評価以下として「その他」に理由を記載すること。

別表第２

簡便型建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第２号４（地域への貢献等）　［全工種］　（評定者：総括監督員）

考査項目	細別	チェック欄 対象	チェック欄 評価	評定結果	~~a~~ 優れている	~~a'~~ bより優れている	~~b~~ やや優れている	~~b'~~ cより優れている	~~c~~ 他の評価に該当しない
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等			「評価項目」					
		☑	☐	1	周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。				
		☑	☐	2	現場事務所や作業現場の環境を周辺地域への景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。				
		☑	☐	3	定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。				
		☑	☐	4	道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。				
		☐	☐	5	地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。＜現場付近でイベントがあった場合＞				
		☐	☐	6	災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。＜災害等が発生した場合＞				
		☐	☐	7	その他考査内容（理由：　　）				

必須項目	対象数	評価数
選択項目	（ア）	（イ）
省略項目	（４）	（０）

●評価点

　　点

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、10点(a)、7.5点(a')、5.0点(b)、2.5点(b')、0点(c)で評価する。

※総括監督員は、監督員の意見を参考に工事全体を視野に入れた総括的な評価を行う。

（工事施工過程における日々の対応の評価は監督員が実施）

※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。

（例えば、レ点が１つであっても、その内容が特に評価に値する場合は10点(a)評価も可）

※特に該当するものがない場合は(c)評価とする。

※　地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。